



特集 1

日弁連における再審請求支援の取組

特集 1 日弁連における再審請求支援の取組

はじめに

1. 近年の再審を巡る動き

かつて再審は「開かずの扉」と言われてきたが、再審を巡っては近年、大きな動きがある。特に、ここ数年の動きを見ただけでも、2010年3月26日には足利事件で、2011年6月7日には布川事件で、2012年11月7日には東電OL殺人事件で、それぞれ再審によって無罪判決が確定しており、2012年3月7日には東住吉事件で再審開始決定が出された。その背景には、再審における証拠開示の前進、DNA型鑑定などの科学的知見の活用、再審弁護活動の活発化などの事情がある。

しかし他方、名張事件については2005年4月5日に、福井女子中学生殺人事件については2011年11月30日に、いずれも一旦は再審開始決定が出されたにもかかわらず、検察官の不服申立てによって、これが取り消されている。このように、一方では、新証拠それ自体に確定判決の有罪認定を覆すほどの高度の証明力を要求するなど、再審開始に不当に高いハードルを設定する裁判所も存在する。このような状況を見ると、今なお再審の壁は厚いと言わざるを得ない。

2. 日弁連による再審支援活動の意義

「無実の者を罰することは、犯罪そのものよりも犯罪的である」と言われるように、えん罪は最大の人権侵害である。

日弁連は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士使命感を自覚し、人権救済活動の一つとして、これまで50年以上にわたって再審請求の支援活動を行ってきた。そして、日弁連が再審請求を支援してきた事件で、再審によって無罪判決の確定に至った事件は、これまで15事件に上っており、無辜の救済に大きな役割を果たしてきた。

3. えん罪の根絶に向けて

過去のえん罪事件を見ると、その背景には多くの共通する問題があり、その意味でえん罪は構造的な問題と言えるが、再審によって無罪判決が確定しても、えん罪の原因が究明されることはなかった。しかし、えん罪を根絶するためには、個々の事件の取組みだけでは限界があり、刑事司法制度の抜本的な改善が必要である。

そこで、本特集では、これまでの日弁連による再審支援活動を振り返りながら、その成果や再審を巡る現在の状況を紹介するとともに、えん罪の根絶に向けて今後の課題を検討することとしたい。

第1章

日弁連の再審支援制度と現状

1 日弁連の再審支援制度の概要

1. 再審支援制度の概要

日弁連が再審に初めて関わりを持ったのは、1959年（昭和34年）のことである。そのきっかけとなったのは、同年1月28日付けで、徳島事件の捜査には人権侵害があるとして、その救済を求める人権救済申立てを受けたことである。この申立てを受けて、日弁連は、人権擁護委員会内に徳島事件特別委員会を設置して調査を行ったが、その結果、検察官は違法な取調べによって関係者に虚偽の供述を強要しており、犯人とされた富士茂子氏は無実であるとの判断に至った。そこで、日弁連は、1960年（昭和35年）5月25日、法務大臣及び検事総長宛てに、担当検察官に対して断固たる処置をとることなどを要望した。

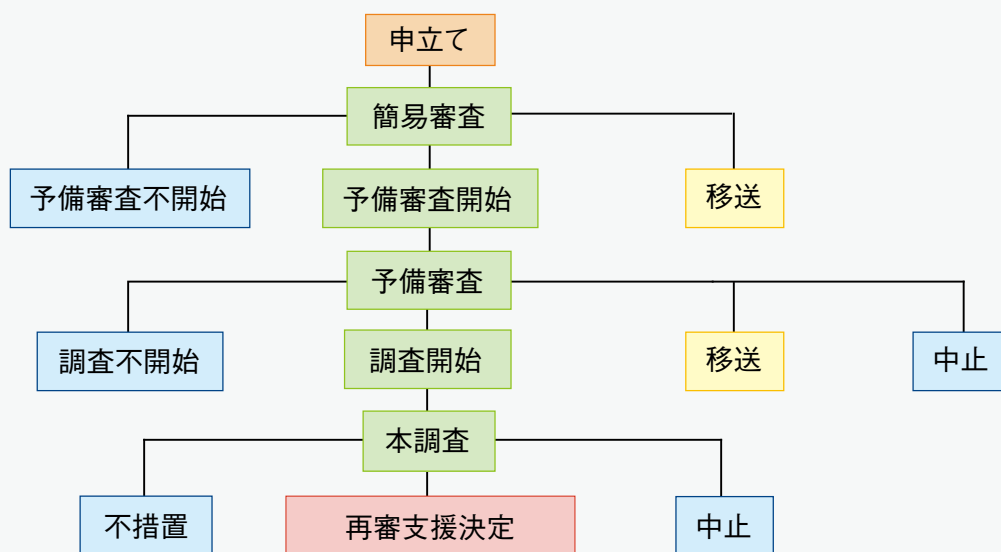
しかし、その後も検察庁の態度に変化はなかったことから、上記特別委員会の委員が徳島事件の弁護人に就任して弁護活動を行うなど、再審請求の弁護活動に積極的に取り組むようになった。そして、このような取組が、その後の人権擁護委員会にも引き継がれることとなり、それ以降、次々と特別委員会（現在は再審事件委員会）が設置され、個別事件の再審請求の弁護活動に積極的に関わるようになった。また、日弁連は、個別事件への取組とは別に、閉塞状況にあった再審の厚い壁を突破するために、1972年（昭和47年）7月、総合的に再審問題を研究することを目的として、人権擁護委員会内に再審問題研究会を発足させた。同研究会では、各再審事件の報告と問題点の研究・討論、刑事訴訟法学者を招いての再審法制の研究、約1100件の誤判再審事件の実態研究を行った西ドイツ（当時）のカール・ペータース博士（元チュービンゲン大学教授）の招聘、全国再審弁護団会議の開催などの活動を行ってきた。

このような取組の影響もあって、日弁連が特別委員会（再審事件委員会）を設置して再審請求を支援してきた事件については、1961年（昭和36年）4月11日に吉田事件の再審開始決定がなされたのを皮切りに、これまで15事件が再審によって無罪判決の確定に至っており、無辜の救済を果たしてきた。

2. 再審支援決定に至るまでの手続

日弁連の再審支援決定に至るまでの手続の流れは以下のとおりである。

資料 特1-1-1 | 再審支援制度の手続の流れ



(1) 申立て

再審請求の支援を求めたい場合、日弁連人権擁護委員会に対して人権救済の申立てを行う。その場合、申立書に以下の事項を記載するとともに、少なくとも判決書全文の写し（第一審から確定に至るまでの全てのもの。それ以外の裁判記録があれば、その裁判記録も）を提出する。

- ① 裁判が行われた年月日及び裁判所
- ② 控訴・上告やその取下げの有無等
- ③ 各審級における弁護人の氏名
- ④ 確定判決が誤っていると考ええる理由（確定判決の認定に即して簡潔に記載する）
- ⑤ 再審請求において提出を考えている新証拠の有無・内容

(2) 簡易審査

人権擁護委員会では、再審請求の支援を求める人権救済申立書が提出された場合、正副委員長会議において予備審査の要否を決定する。申立てに不備がある場合、申立人に対して補正依頼がなされ、その後、第1部会（再審部会）へ予備審査が付託される。

(3) 予備審査

第1部会（再審部会）では、当該事件について本格的な調査（本調査）を実施するか否かを検討するために、予備審査を実施する。

予備審査担当委員は、申立書や裁判記録を検討するとともに、必要に応じて申立人に照会するなどして審査を行い、その審査結果を踏まえて、第1部会（再審部会）において本調査を実施するか否かを判断する（なお、事件によっては、本調査を経ることなく直ちに再審請求を支援するのが相当と判断されることもある）。その判断は、日弁連が当該事件の再審請求を支援することが相当か否かという観点から、次に掲げる事項を総合的に考慮して行われる。

- ① えん罪事件である可能性があるかどうか
- ② 無罪等を言い渡すべき明らかな新証拠を入手する可能性があるかどうか
- ③ 日弁連がその救済に取り組むべき相当性、必要性があるかどうか

(4) 本調査

予備審査の結果、当該事件について本格的な調査が必要と判断される場合には、事件委員会を設置して本格的な調査を実施する。事件委員会は、確定判決の分析、裁判記録の精査、新証拠の収集、再審請求書の作成等の調査を遂げ、その調査結果を踏まえて、第1部会（再審部会）において当該事件の再審請求を支援するか否かを判断する。その判断は、上記（3）の①～③に掲げる事項を総合的に考慮して行われる。

(5) 再審支援決定

事件委員会において、当該事件の再審請求を支援することが相当と判断した場合、第1部会（再審部会）、常任委員会及び全体委員会において順次、審議される。そして、人権擁護委員会で当該事件の再審請求の支援が承認された場合、日弁連正副会長会での審議を経て日弁連理事会に付議され、理事会での承認が得られれば、日弁連として当該事件の再審請求を支援することが決定される。

3. 支援の内容

再審請求の支援が決定された場合、日弁連人権擁護委員会内に当該事件の再審事件委員会が設置される。再審事件委員会の構成としては、日弁連から当該事件の再審請求の弁護人として派遣される弁護士が委員として選任されるほか、すでに当該事件の弁護団が編成されている場合には、その弁護団からも数名の弁護人が委員として選任され、これらの委員は当該事件の弁護人として再審請求の弁護活動にあたることとなる。また、再審事件委員会が設置された場合、日弁連職員が担当事務局として配置され、再審事件委員会（≒弁護団会議）の議事録の作成、記録の管理・謄写等の事務手続を担うこととなる。さらに、経済的な援助としては、再審事件委員会の会議費や委員の旅費のほか、再審のために必要となる鑑定・実験等の費用の援助を受けることができる。日弁連が当該事件をえん罪と認定し、再審請求の支援を決定することは、当事者にとって大きな励みになるとともに、社会的にも再審開始を目指す上で大きな原動力となっている。

なお、日弁連が支援する再審事件の弁護活動は無償で行われており、上記のような支援についても日弁連が費用を支出して行っている。他方、日弁連が支援した再審事件について、再審によって無罪判決が確定した場合、今後の日弁連の再審支援活動に要する費用として役立てるために、申立人（当該事件の再審請求人）の厚意により、申立人に対して支給される刑事補償金や費用補償金の一部を人権特別基金に寄付していただいている。

4. 人権擁護委員会第1部会（再審部会）の活動

第1部会（再審部会）は、年8回開催されており、再審請求の支援を求める人権救済申立事件の審議を行っているほか、以下のような活動を行っている。

（1）再審事件弁護団からの報告や情報交換

再審の厚い壁を突破するためには、再審事件に携わっている弁護士がそれぞれの経験や教訓を共有するとともに、研究者との交流を図るなどして、理論面・実践面の双方において弁護活動の水準を高めていくことが必要である。

そのような観点から、第1部会（再審部会）では、年1回程度、全国再審弁護団会議を開催している。この会議には、再審事件に関わる弁護士や研究者が全国から集まり、その時点で動きのあった事件や各再審事件に共通する問題をテーマとして取り上げ、再審事件弁護団や研究者からの報告を受けて熱心な討議を行っており、再審事件に関する研究・情報交換の場となっている。また、それ以外でも随時、定例の部会の機会を利用してミニ再審弁護団会議を開催しており、再審事件弁護団からの報告を受けて、弁護団が抱えている課題について議論が行われている。その他、定例の部会やメーリングリストなどでも随時、再審事件に関する報告や情報交換などが行われている。

（2）「再審通信」の発行

日弁連人権擁護委員会では、再審事件に関する情報や経験を共有することを目的として、年2回、「再審通信」を発行している（2013年10月現在、第106号発行。第1号は1977年5月1日発行）。「再審通信」は、再審事件に携わる者に対して再審事件に関する的確な情報を発信することを目指しており、特に日弁連支援事件について、そのえん罪性や活動状況を広く社会に訴えることに主眼を置いているが、近年、再審の分野では理論面や実践面で様々な進展が見られることから、日弁連支援事件以外の再審事件弁護団の活動状況についても適宜、紹介することとしている。配布先は、再審事件弁護団に加入している弁護士、研究者、裁判所、検察庁などである。

2 現在の日弁連再審請求支援事件

次の表は、日弁連が支援している現在再審請求中の事件をまとめたものである。再審請求に対する裁判の経過については、第2章「日弁連が支援している再審事件の現状」（12頁～32頁）を参照されたい。

資料 特1-1-2 | 日弁連支援の再審請求事件

(事件発生の年月日順。一部を除き2013年8月31日現在)

事件名	事件発生日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現 状
	支援決定日または事件 委員会設置日	上訴棄却年月日			
名 張	1961 (S36) .3.28	1969 (S44) .9.10	名古屋高裁	死刑	第8次再審請求審 名古屋高裁 ※2013年11月5日現在
	1973 (S48) .10.27 委員会設置	1972 (S47) .6.15 上告棄却			
袴 田	1966 (S41) .6.30	1968 (S43) .9.11	静岡地裁	死刑	第2次再審請求審 (静岡地裁)
	1981 (S56) .11.13 委員会設置	1980 (S55) .11.19 上告棄却			
マルヨ無線	1966 (S41) .12.5	1968 (S43) .12.24	福岡地裁	死刑	第7次再審請求審 (福岡地裁)
	1975 (S50) .12.8 委員会設置	1970 (S45) .11.12 上告棄却			
日野町	1984 (S59) .12.28	1995 (H7) .6.30	大津地裁	無期懲役	第2次再審請求審 (大津地裁)
	2002 (H14) .3.15 支援決定	2000 (H12) .9.27 上告棄却			
松 橋	1985 (S60) 1.6	1986 (S61) .12.22	熊本地裁	懲役13年	再審請求審 (熊本地裁)
	2011 (H23) 8.18 支援決定	1990 (H2) 1.26 上告棄却			
福井 女子中学生 殺人	1986 (S61) .3.19	1995 (H7) .2.9	名古屋高裁 金沢支部	懲役7年	特別抗告審 (最高裁)
	2004 (H16) .3.19 支援決定	1997 (H9) .11.12 上告棄却			
東住吉 (注)	1995 (H7) .7.22 支援決定	朴 龍皓氏 1999 (H11) .3.30	大阪地裁	無期懲役	即時抗告審 (大阪高裁)
		2006 (H18) .11.7 上告棄却			
姫路郵便局 強盗	2001 (H13) .6.19 支援決定	青木恵子氏 1999 (H11) .5.18	大阪地裁	無期懲役	再審請求審 (神戸地裁姫路支部)
		2006 (H18) .12.11 上告棄却			
姫路郵便局 強盗	2001 (H13) .6.19 支援決定	2004 (H16) .1.9	神戸地裁 姫路支部	懲役6年	再審請求審 (神戸地裁姫路支部)
		2006 (H18) .4.19 上告棄却			

- 【注】 1. 東住吉事件は、再審請求人（被告人）が2名であり、確定審の審理、判決及び再審請求は、各別になされた。再審請求審では、2件の再審請求事件が併合され、現在に至っている。
2. 2013年10月22日に、「大崎事件」の再審支援が決定し、日弁連が支援する再審請求事件は9事件となった。

3 日弁連の再審支援の成果－無罪確定事件－

次の表は、これまでに日弁連が支援して無罪が確定した事件をまとめたものである。

資料 特1-1-3 日弁連支援の無罪確定事件

		(無罪判決の年月日順。2013年8月31日現在)	
事件名	事件名・事件の概要	① 事件発生年月日	⑤ 確定判決裁判所
		② 支援決定または事件委員会設置日	⑥ 確定判決
		③ 確定判決年月日	⑦ 再審開始決定年月日・裁判所
		④ 上訴棄却年月日	⑧ 無罪判決年月日・裁判所
吉田	<p>1913年(大正2年)8月13日の夜半、名古屋市郊外で一人の車夫が背後から後頭部を殴られて即死し、所持金を奪われたという事件である。吉田石松氏は、共犯者とされる2名の者の「吉田氏に唆されて犯行に及んだ」という供述を根拠に逮捕・起訴され、名古屋地裁は強盗殺人罪により死刑の有罪判決を言い渡したが、1914年(大正3年)7月31日、名古屋控訴院は無期懲役の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、名古屋控訴院の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、5度にわたる再審請求の末、1961年(昭和36年)4月11日、名古屋高裁は、前記2名の偽証告白の信用性を認めて再審開始を決定した。そして、1963年(昭和38年)2月28日、名古屋高裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1913(T2). 8.13	⑤ 名古屋控訴院
		② 1961(S36).6.17 特別委員会設置	⑥ 無期懲役
		③ 1914(T3). 7.31	⑦ 1961(S36). 4.11 名古屋高裁
		④ 1914(T3).11.4	⑧ 1963(S38). 2.28 名古屋高裁
弘前	<p>1949年(昭和24年)8月6日の深夜、弘前大学教授の婦人が、弘前市在府町の自宅で就寝中、何者かによって刺殺されたという事件である。那須隆氏が容疑者として逮捕・起訴され、第一審の青森地裁弘前支部は無罪判決を言い渡したが、1952年(昭和27年)5月31日、仙台高裁は殺人罪等により懲役15年の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、仙台高裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、1976年(昭和51年)7月13日、仙台高裁(異議審)は、那須氏のシャツに被害者の血痕が付着していたとの鑑定について、その血痕は押収後に作出された疑いがあることを指摘し、真犯人と名乗り出た者の供述にも信用性を認めて、再審開始を決定した。そして、1977年(昭和52年)2月15日、仙台高裁は再審判決(殺人罪について、第一審の無罪判決に対する控訴を棄却)を言い渡した。</p>	① 1949(S24). 8. 6	⑤ 仙台高裁
		② 1971(S46).9.17 事件委員会設置	⑥ 懲役15年
		③ 1952(S27). 5.31	⑦ 1976(S51). 7.13 仙台高裁異議審
		④ 1953(S28). 2.19	⑧ 1977(S52). 2.15 仙台高裁
加藤	<p>1915年(大正4年)7月11日午前1時頃、山口県豊浦郡殿居村(現：下関市)の炭焼人夫が自分の小屋内で惨殺されているのが発見されたという事件である。加藤新一氏は、共犯者とされる者の「加藤氏と共謀し、被害者の所持金を盗む目的で被害者の小屋に侵入したが、被害者が目を覚ましたので、加藤氏が持参した押切刀で被害者を殺し、殺害した」という供述を根拠に逮捕・起訴された。第一審の山口地裁は無期懲役の有罪判決を言い渡し、1916年(大正5年)8月4日、広島控訴院は、第一審判決を破棄した上で、改めて住居侵入、殺人、強盗致死の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、広島控訴院の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、6度にわたる再審請求の末、1976年(昭和51年)9月18日、広島高裁は、被害者の殺害に用いられた凶器と死体の傷とが整合しないことや、加藤氏の着衣に人血が付着しているとの鑑定には疑問があることなどを指摘し、再審開始を決定した。そして、1977年(昭和52年)7月7日、広島高裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1915(T4). 7.11	⑤ 広島控訴院
		② 1969(S44).6.17 事件委員会設置	⑥ 無期懲役
		③ 1916(T5). 8. 4	⑦ 1976(S51). 9.18 広島高裁
		④ 1916(T5).11.7	⑧ 1977(S52). 7. 7 広島高裁
米谷	<p>1952年(昭和27年)2月25日、青森県東津軽郡高田村(現：青森市)において、被害者が自宅で何者かに絞殺されたという事件である。米谷二郎氏が容疑者として逮捕・起訴され、1952年(昭和27年)12月5日、青森地裁は強姦致死罪により懲役10年の有罪判決を言い渡した。その後、控訴が棄却され、米谷氏は上告を断念したことから、青森地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>ところが、その後、別の人物が本件犯行を告白したことから、東京地検は同人を本件の真犯人として起訴したものの、東京地裁は同人に対して無罪判決を言い渡し、その後、控訴審係属中に同人が自殺したため、同人に対する公訴は棄却された。この間、米谷氏は、青森地裁に再審請求を行っていたところ、1973年(昭和48年)3月30日、青森地裁は再審請求を棄却したが、1976年(昭和51年)10月30日、仙台高裁(即時抗告審)は、被害者の着衣に付着した遺留精液斑が米谷氏に由来するとの鑑定には疑問があることを指摘し、目撃供述や米谷氏の自白の信用性を否定するとともに、真犯人と名乗り出た者の供述に信用性を認めて、再審開始を決定した。そして、1978年(昭和53年)7月31日、青森地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1952(S27). 2.25	⑤ 青森地裁
		② 1967(S42). 3.18 事件委員会設置	⑥ 懲役10年
		③ 1952(S27).12. 5	⑦ 1976(S51).10.30 仙台高裁抗告審
		④ 1953(S28). 8.22	⑧ 1978(S53). 7.31 青森地裁

事件名	事件名・事件の概要	① 事件発生日	⑤ 確定判決裁判所
		② 支援決定または事件委員会設置日	⑥ 確定判決
		③ 確定判決年月日	⑦ 再審開始決定年月日・裁判所
		④ 上訴棄却年月日	⑧ 無罪判決年月日・裁判所
滝	<p>滝淳之助氏は、1951年（昭和26年）1月に窃盗容疑で逮捕されて以降、次々と強盗殺人事件、強盗傷人事件、強盗事件及び窃盗事件を自白し、多数の事件で起訴された。そして、1953年（昭和28年）6月13日、東京地裁は、強盗殺人、強盗傷人、強盗、窃盗の各罪により、①12事件につき無期懲役、②4事件につき懲役5年、③3事件につき懲役5年の各有罪判決（その余の事件については無罪判決）を言い渡した。これに対し、滝氏は、一旦は控訴したものの、その後、控訴を取り下げたことから、東京地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、滝氏は、前記19事件のうち11事件についてはアリバイが存在すると主張し、そのうち2事件については身柄が拘束されていたことを裏付ける新証拠を発見したとして、再審請求を行ったところ、1976年（昭和51年）2月14日、東京地裁は再審請求を棄却したが、1980年（昭和55年）10月16日、東京高裁は2事件のうち1事件についてアリバイの存在を認めて再審開始を決定した。そして、1981年（昭和56年）3月27日、東京地裁は、再審が開始された事件（1950年（昭和25年）5月20日の強盗事件）について無罪の判断をした上で、①のうちこれを除いた11事件につき改めて無期懲役の有罪判決を言い渡した。</p>	① *1950(S25). 5.20	⑤ 東京地裁
		② 1964(S39).1.31 特別委員会設置	⑥ *無期懲役 懲役5年 懲役5年
		③ 1953(S28). 6.13	⑦ 1980(S55).10.16 東京高裁抗告審
		④ 1953(S28). 9.10 控訴取下	⑧ 1981(S56). 3.27 東京地裁
免田	<p>1948年（昭和23年）12月29日午後11時30分頃、熊本県吉市北泉田町の被害者宅において、一家4人が殺傷されたという事件である。免田栄氏が容疑者として逮捕・起訴され、1950年（昭和25年）年3月23日、熊本地裁八代支部は住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂の各罪により死刑の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、熊本地裁八代支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、6度にわたって再審請求が行われ、この間、第3次再審請求において、1956年（昭和31年）8月10日、熊本地裁八代支部が一旦は再審開始を決定したものの、検察官の即時抗告を受けて、同決定は福岡高裁で取り消された。しかし、第6次再審請求において、1979年（昭和54年）9月27日、福岡高裁（即時抗告審）は、凶器とされた鉋に付着していた血液が被害者の血液型と同じであるとの鑑定や、自白調書で述べられた犯行態様や犯行後の足取りには疑問があると指摘し、そのことは自白の信用性に影響を及ぼすとして、再審開始を決定した。そして、1983年（昭和58年）7月15日、熊本地裁八代支部は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1948(S23).12.29	⑤ 熊本地裁八代支部
		② 1961(S36).9.23 特別委員会設置	⑥ 死刑
		③ 1950(S25). 3.23	⑦ 1979(S54). 9.27 福岡高裁抗告審
		④ 1951(S26).12.25	⑧ 1983(S58). 7.15 熊本地裁八代支部
財田川	<p>1950年（昭和25年）2月28日未明、香川県三豊郡財田村（現：三豊市）において、被害者が自宅の居間兼寝室で就寝中、何者かに襲われ、刺身包丁様の鋭利な刃物で30数か所の刺切傷を負われ、急性失血により死亡するとともに、現金約1万3000円が強奪されたという事件である。谷口繁義氏が容疑者として逮捕・起訴され、1952年（昭和27年）2月20日、高松地裁丸亀支部は強盗殺人罪により死刑の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、高松地裁丸亀支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたって再審請求が行われ、第2次再審請求において、請求審、即時抗告審とも再審請求を棄却していた。しかし、1976年（昭和51年）10月12日、最高裁は、犯行現場に残された血痕足跡が自白の内容と合致しないことなど、自白には様々な疑問点があることを指摘し、白鳥決定の判断枠組を踏襲して、原決定及び原々決定を取り消し、本件を高松地裁に差し戻した。その後、1979年（昭和54年）6月7日、再審開始を決定し、1984年（昭和59年）3月12日、高松地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1950(S25). 2.28	⑤ 高松地裁丸亀支部
		② 1976(S51).9.17 事件委員会設置	⑥ 死刑
		③ 1952(S27). 2.20	⑦ 1979(S54). 6. 7 高松地裁差戻審
		④ 1957(S32). 1.22	⑧ 1984(S59). 3.12 高松地裁
松山	<p>1955年（昭和30年）10月18日午前3時50分頃、宮城県志田郡松山町（現：大崎市）の被害者宅から火災が発生し、被害者宅が全焼するとともに、焼け跡から夫婦と子ども2人の焼死体が発見されたという事件である。4人の焼死体には、いずれも割創があったことから、殺人・放火事件として捜査が進められ、斎藤幸夫氏が容疑者として逮捕・起訴され、1957年（昭和32年）10月29日、仙台地裁古川支部は強盗殺人、非現住建造物放火の各罪により死刑の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、仙台地裁古川支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたる再審請求の末、1979年（昭和54年）12月6日、仙台地裁（差戻請求審）は、斎藤氏宅から押収された掛布団の襟当に被害者の血液と同型の血痕が付着していたとの鑑定の証拠価値は著しく減弱しており、斎藤氏の事件当時の着衣であるジャンパーやズボンにも当初から血痕が付着していなかった蓋然性が高く、斎藤氏の自白の信用性にも疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、1984（昭和59）年7月11日、仙台地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1955(S30).10.18	⑤ 仙台地裁古川支部
		② 1962(S37).11.20 特別委員会設置	⑥ 死刑
		③ 1957(S32).10.29	⑦ 1979(S54).12. 6 仙台地裁差戻審
		④ 1960(S35).11. 1	⑧ 1984(S59). 7.11 仙台地裁

事件名	事件名・事件の概要	① 事件発生年月日	⑤ 確定判決裁判所
		② 支援決定または事件委員会設置日	⑥ 確定判決
		③ 確定判決年月日	⑦ 再審開始決定年月日・裁判所
		④ 上訴棄却年月日	⑧ 無罪判決年月日・裁判所
徳島	<p>1953年（昭和28年）11月5日未明、徳島駅前のラジオ商が何者かに殺されたという事件である。警察は、ラジオ商の店員である少年2名を別件で逮捕し、その供述を根拠に被害者の内妻であった富士茂子氏が逮捕・起訴され、1956年（昭和31年）4月18日、徳島地裁は殺人罪により懲役13年の有罪判決を言い渡した。そして、控訴が棄却され、富士氏は一旦は上告をしたものの、その後、上告を取り下げたことから、徳島地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、5度にわたって再審請求が行われていたが、第5次再審請求中の1979年（昭和54年）11月15日に富士氏が病死したことから、富士氏の姉妹弟が第6次再審請求（死後再審）としてこれを引き継いだ。そして、1980年（昭和55年）12月13日、徳島地裁は、前記少年2名の供述が偽証であることを認めるとともに、申立人の自白の任意性・信用性にも疑問があり、外部犯人による犯行であることを窺わせる証拠もあるなどとして、再審開始を決定した。そして、1985年（昭和60年）7月9日、徳島地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1953(S28).11.5	⑤ 徳島地裁
		② 1959(S34)特別委員会設置	⑥ 懲役13年
		③ 1956(S31).4.18	⑦ 1980(S55).12.13 徳島地裁
		④ 1958(S33).5.12 上告取下	⑧ 1985(S60).7.9 徳島地裁
梅田	<p>1950年（昭和25年）10月10日、北海道北見市の山径上で北見営林局の職員が現金19万円を奪われて殺害され、現場付近に埋められていたのが6か月後に発見されたという事件である。本件の主犯とされる者は、当初は単独犯行であると供述していたが、その後、梅田義光氏に殺害させたと供述したことから、その供述を根拠に梅田氏が逮捕・起訴され、1954年（昭和29年）7月7日、釧路地裁網走支部は強盗殺人、死体遺棄の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、釧路地裁網走支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたる再審請求の末、1982年（昭和57年）12月20日、釧路地裁網走支部は、梅田氏の自白による打撃態様が被害者の頭部損傷の状況と整合しない疑いがあることを指摘し、梅田氏の自白や主犯とされる者の供述の信用性にも疑問がある上、梅田氏にはアリバイが存在する可能性もあるなどとして、再審開始を決定した。そして、1986年（昭和61年）8月27日、釧路地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1950(S25).10.10	⑤ 釧路地裁網走支部
		② 1964(S39).1.31 特別委員会設置	⑥ 無期懲役
		③ 1954(S29).7.7	⑦ 1982(S57).12.20 釧路地裁網走支部
		④ 1957(S32).11.14	⑧ 1986(S61).8.27 釧路地裁
島田	<p>1954年（昭和29年）3月10日、静岡県島田市の幼稚園で6歳の女兒が誘拐され、3日後、市内を流れる大井川南岸の山中で強姦され殺された死体が発見されたという事件である。赤堀政夫氏が容疑者として逮捕・起訴され、1958年（昭和33年）5月23日、静岡地裁は強姦致傷、殺人の各罪により死刑の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、静岡地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、4度にわたる再審請求の末、1986年（昭和61年）5月29日、静岡地裁（差戻請求審）は、犯行順序や被害者の陰部損傷・胸部損傷の状況が赤堀氏の自白と整合せず、犯行後の足どりに関する自白調書の中には明らかに客観的事実に反する供述が含まれていることなどから、自白の信用性には疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、1989年（平成元年）1月31日、静岡地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1954(S29).3.10	⑤ 静岡地裁
		② 1977(S52).3.18 事件委員会設置	⑥ 死刑
		③ 1958(S33).5.23	⑦ 1986(S61).5.29 静岡地裁差戻審
		④ 1960(S35).12.15	⑧ 1989(H1).1.31 静岡地裁
榎井村（えないむら）	<p>1946年（昭和21年）8月21日午前2時頃、2人組の何者かが香川県仲多度郡榎井村（現：琴平町）の被害者宅に侵入し、その庭先で被害者を拳銃で射殺し、逃走したという事件である。吉田勇氏は、別件の建造物侵入及び拳銃所持を理由に、行政執行法に基づく行政検束により身柄を拘束され、その後、予審を経て公判に付された。1947年（昭和22年）12月24日、高松地裁は住居侵入、殺人等の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡したが、1948年（昭和23年）11月9日、高松高裁は懲役15年の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、高松高裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、1993年（平成5年）11月1日、高松高裁は、犯人が現場に遺留したパナマ帽が吉田氏の所有物であることに疑問があることを指摘するとともに、共犯者とされる者の自白の信用性にも疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、1994年（平成6年）3月22日、高松高裁は住居侵入、殺人の各罪について再審無罪判決を言い渡した。</p>	①*1946(S21).8.21	⑤ 高松高裁
		② 1990(H2).3.16 支援決定	⑥ *懲役15年
		③ 1948(S23).11.9	⑦ 1993(H5).11.1 高松高裁
		④ 1949(S24).4.28	⑧ 1994(H6).3.22 高松高裁

事件名	事件名・事件の概要	① 事件発生年月日	⑤ 確定判決裁判所
		② 支援決定または事件委員会設置日	⑥ 確定判決
		③ 確定判決年月日	⑦ 再審開始決定年月日・裁判所
		④ 上訴棄却年月日	⑧ 無罪判決年月日・裁判所
足利	<p>1990年(平成2年)5月12日午後6時30分頃、栃木県足利市のパチンコ店付近で4歳の女児が行方不明となり、翌13日に同市内の渡良瀬川河川敷において全裸体の死体で発見され、女児の着衣等のうち半袖下着に精液が付着していたという事件である。警察から不審人物として狙いをつけられた菅家利和氏は、同人が捨てたゴミの遺留物について科学警察研究所が実施したDNA型鑑定を根拠に犯人と決めつけられて自白させられ、それを根拠に逮捕・起訴された。1993年(平成5年)7月7日、宇都宮地裁はわいせつ誘拐、殺人、死体遺棄の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡し、控訴・上告とも棄却されて、宇都宮地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2009年(平成21年)6月23日、東京高裁(即時抗告審)は、裁判所が実施したDNA型再鑑定の結果を踏まえ、犯行現場付近に遺留されていた被害者の半袖下着に付着した犯人のものと思われる精液のDNA型は菅家氏の型と一致せず、自白の信用性にも疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、2010年(平成22年)3月26日、宇都宮地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	① 1990(H2).5.12	① 宇都宮地裁
		② 2002(H14).12.20 支援決定	② 無期懲役
		③ 1993(H5).7.7	③ 2009(H21).6.23 東京高裁抗告審
		④ 2000(H12).7.17	④ 2010(H22).3.26 宇都宮地裁
布川	<p>1967年(昭和42年)8月30日の朝、茨城県北相馬郡利根町布川において、一人暮らしの大工が自宅で殺害されているのが発見されたという事件であり、部屋にあったロッカーや机の引出などの状況から物色があったことも窺われた。櫻井昌司氏と杉山卓男氏は、いずれも別件で逮捕・勾留されて本件の自白に追い込まれ、それを根拠に逮捕・起訴された。1970年(昭和45年)10月6日、水戸地裁土浦支部は、両名について、強盗殺人罪等により無期懲役の有罪判決を言い渡し、控訴・上告とも棄却されて、水戸地裁土浦支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたる再審請求の末、2005年(平成17年)9月21日、水戸地裁土浦支部は、殺害方法や殺害行為の順序が両名の自白と整合しないことを指摘し、両名の自白の信用性や目撃証言について再検討したところ、その信用性には疑問があるなどとして、再審開始を決定した。そして、2011年(平成23年)5月24日、水戸地裁土浦支部は強盗殺人罪について再審無罪判決を言い渡した。</p>	① *1967(S42).8.28	⑤ 水戸地裁土浦支部
		② 1978(S53).9.13 事件委員会設置	⑥ *無期懲役
		③ 1970(S45).10.6	⑦ 2005(H17).9.21 水戸地裁土浦支部
		④ 1978(S53).7.3	⑧ 2011(H23).5.24 水戸地裁土浦支部
東電OJ殺人	<p>1997年(平成9年)3月19日、東京都渋谷区にあるアパートの1階で東京電力に勤務していた女性の死体が発見されたという事件である。ネパール人のゴビンダ・ブラサド・マイナリ氏は、別件の出入国管理及び難民認定法違反(不法残留)の容疑で逮捕・起訴された後、本件で逮捕・起訴され、第一審の東京地裁は無罪判決を言い渡したが、2000年(平成12年)12月22日、東京高裁は強盗殺人罪により無期懲役の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、東京高裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2012年(平成24年)6月7日、東京高裁は、検察官が実施したDNA型鑑定の結果を踏まえ、マイナリ氏以外の第三者が犯行現場であるアパートの1階で被害者と性交し、その後、被害者を殴打した可能性を指摘し、確定判決の有罪認定の証拠構造の骨格をなす判断にも疑問が生じたとして、再審開始を決定した。そして、2012年(平成24年)11月7日、東京高裁は再審判決(第一審の無罪判決に対する控訴を棄却)を言い渡した。</p>	① 1997(H9).3.8	⑤ 東京高裁
		② 2006(H18).10.17 支援決定	⑥ 無期懲役
		③ 2000(H12).12.22	⑦ 2012(H24).6.7 東京高裁
		④ 2003(H15).10.20	⑧ 2012(H24).11.7 東京高裁

- 【注】 1. 滝事件における事件発生年月日「*1950(S25).5.20」は、再審により無罪となった事件の発生日であり、同事件の確定判決「*無期懲役」は、再審により確定判決のうち無期懲役の一部が無罪となった(その上で、改めて無期懲役の判決を言い渡した)。
2. 櫻井村事件における事件発生日「*1946(S21).8.21」は、再審により無罪となった住居侵入、殺人事件の発生日であり、確定判決は余罪を併合して量刑し、再審により住居侵入、殺人事件については無罪となった(余罪については懲役2年(執行猶予3年)の有罪判決であった)。
3. 布川事件における事件発生年月日「*1967(S42).8.28」は、再審により無罪となった強盗殺人事件の発生日であり、確定判決は余罪を併合して量刑し、再審により強盗殺人事件については無罪となった(余罪については懲役2年(執行猶予3年)の有罪判決であった)。

4 再審支援申立事件の状況

1. 日弁連における再審支援申立件数及び支援決定件数

資料 特1-1-4 | 日弁連における再審支援申立件数・支援決定件数 (2001年～2013年10月22日)

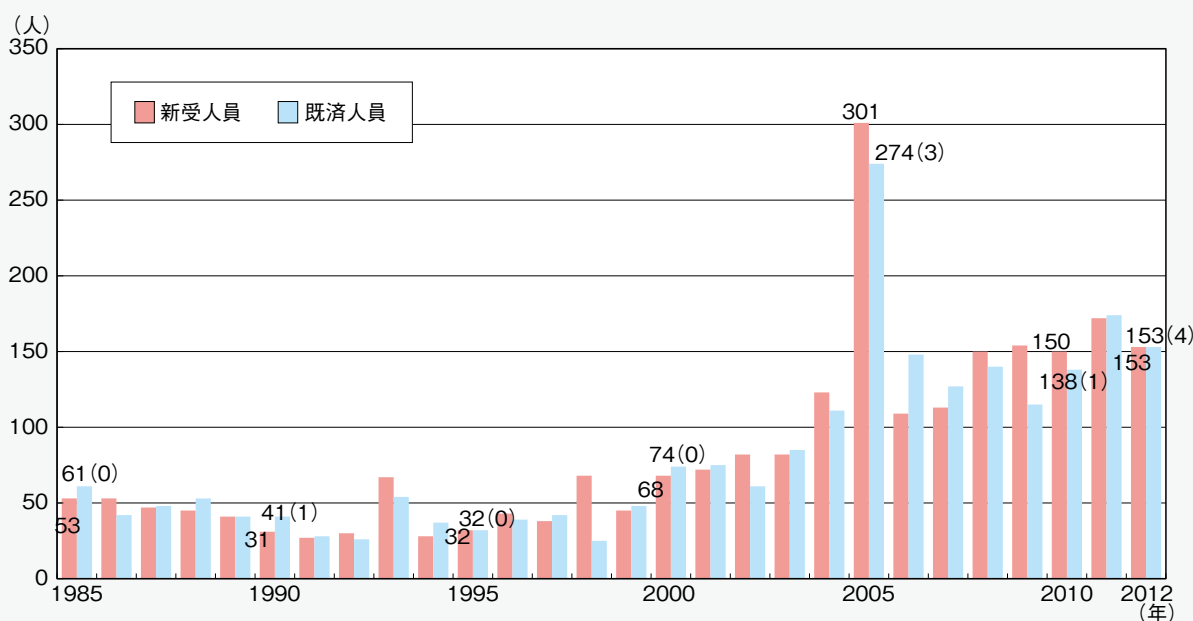
(単位：件)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
再審支援申立件数	9	12	26	27	26	24	24	22	39	34	48	52	21
支援決定件数	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	2(※)	2
支援決定事件名	日野町	足利	福井 女子 中学生 殺人			東電 OL 殺人					松橋	東住吉	姫路 郵便局 強盗 大崎

- 【注】 1. 支援決定数は、過年度の申立てを含む当該年度中に支援を決定した件数である。
 2. 東住吉事件は、再審請求人（被告人）が2人であり、申立ては各別になされた。
 3. 2013年度の申立件数は、2013年10月10日現在の数値である。なお、「大崎事件」は、2013年10月22日に再審支援が決定した。

2. [参考] 刑事通常第一審事件に対する再審請求事件の状況

資料 特1-1-5 | 刑事通常第一審事件に対する再審請求事件数の推移 (地方裁判所)



- 【注】 1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「刑事事件等の種類別受理、既済、未済人員－地方裁判所」によるもの。
 2. () 内の数字は、刑事通常第一審事件に対する再審請求事件について再審開始決定のあった人員で、内数である。

第2章

日弁連が支援している再審事件の現状

日弁連は、1961年（昭和36年）に最初の再審事件委員会を設置して以降、これまで様々な事件を支援してきた。その支援活動には多くの弁護士が関わり、現在も地道な活動を続けている。

本章では、2013年8月31日現在（一部を除く）、日弁連が支援している再審事件の現状について紹介する。

資料 特1-2 | 日弁連が支援している再審事件の概要と現状

■ 名張事件 ■

（一部を除き2013年8月31日現在）

① 罪名等	殺人・殺人未遂／死刑・八王子医療刑務所拘置中（現在87歳）
② 事件の概要	<p>1961年（昭和36年）3月28日の夜、三重県名張市葛尾の公民館で開かれた住民の懇親会において、ぶどう酒を飲んだ女性のうち、5名が死亡、12名が入院した。飲み残りのぶどう酒から農薬成分であるTEPP（テップ）が検出され、毒物混入による集団殺人事件として捜査された。重要参考人として、事件当日ぶどう酒を買うことを決めたA氏、ぶどう酒を買ってA氏宅に届けたB氏、ぶどう酒をA氏宅から公民館に運んだ奥西勝氏が取り調べられ、連日の取調べの結果、奥西勝氏が犯行を自白して逮捕された。</p>  <p style="text-align: right;">事件のあった公民館</p>
③ 事件の特色	<ol style="list-style-type: none">① 本件は、第一審が無罪判決、控訴審が死刑判決という異例の経過を辿っており、第7次再審でも一度は再審開始決定が出ており、これを取り消した異議審決定も最高裁によって取り消されている。それだけを見ても、確定判決（死刑判決）の正当性には疑問がある。② 確定判決では、現場で発見されたぶどう酒瓶の二重王冠の内栓（四つ足替栓）の表面に傷痕があり、それは奥西勝氏の歯痕であるとする鑑定結果（松倉鑑定）が有罪認定の大きな根拠とされている。しかし、再審請求後の調査により、松倉鑑定は写真の倍率を操作した不正鑑定であることが判明し、そもそも歯痕であるか否かも不明である。③ 確定判決では、ぶどう酒がA氏宅に到着したのは多くの人が出入りする「午後5時前後」で、その後、ぶどう酒が公民館に運ばれているので、ぶどう酒に毒物を混入する機会は、約10分間公民館内に一人でいた奥西勝氏以外にはいないとされている。しかし、ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻について、多数の関係者は、当初、人の出入りのない「午後4時以前」と供述しており、奥西勝氏以外にも毒物混入の機会があったことになる。この供述は、その後、検察官により、一斉に変更させられているが、第一審無罪判決は「検察官の並々ならぬ努力の所産」と批判している。④ 確定判決では、犯行に用いられた毒物は農薬ニッカリンTとされており、奥西勝氏がこれを所持していたことも有罪認定の根拠とされている。しかし、再審請求で提出された新証拠（化学鑑定）の結果、犯行に用いられた毒物はニッカリンTではない可能性が高くなっている。⑤ 本件では捜査段階での自白があるが、客観的裏付けや秘密の暴露は全くない。自白内容も、変遷があり、不自然不合理であって、「三角関係の清算」という動機も疑問であるなど、自白は到底信用できるものではない。そして、犯行に用いられた毒物がニッカリンTではない可能性が高く、「ニッカリンTを混入した」という自白は客観的事実と矛盾している。

④ 裁判の経過	<p>1961 (S36). 3.28 事件発生</p> <p>1964 (S39).12.23 第一審・津地裁、無罪判決 (小川潤裁判長)</p> <p>1969 (S44). 9.10 控訴審・名古屋高裁、死刑判決 (上田孝造裁判長)</p> <p>1972 (S47). 6.15 最高裁、上告棄却 死刑判決確定 (岩田誠裁判長)</p> <p>1973 (S48).10.27 日弁連が事件委員会を設置</p> <p>1973 (S48)～1977 (S52) 第1次～第4次再審</p> <p>1977 (S52). 5.18 第5次再審請求</p> <p>1988 (S63).12.14 第5次再審請求棄却 (山本卓裁判長)</p> <p>1993 (H 5). 3.31 第5次再審異議申立棄却 (本吉邦夫裁判長)</p> <p>1997 (H 9). 1.28 第5次再審特別抗告棄却 (大野正男裁判長)</p> <p>1997 (H 9). 1.30 第6次再審請求</p> <p>1998 (H10).10. 8 第6次再審請求棄却 (土川孝二裁判長)</p> <p>1999 (H11). 9.10 第6次再審異議申立棄却 (笹本忠男裁判長)</p> <p>2002 (H14). 4. 8 第6次再審特別抗告棄却 (町田顯裁判長)</p> <p>2002 (H14). 4.10 第7次再審請求</p> <p>2005 (H17). 4. 5 名古屋高裁、再審開始決定 (小出鎔一裁判長)</p> <p>2006 (H18).12.26 同異議審、再審開始取消決定 (門野博裁判長)</p> <p>2010 (H22). 4. 5 最高裁、再審開始取消決定を取消し差戻し (堀籠幸男裁判長)</p> <p>2012 (H24). 5.25 名古屋高裁、再び再審開始を取消 (下山保男裁判長)</p> <p>弁護団は再度の特別抗告申立</p> <p>2013 (H25).10.16 最高裁、第7次再審第2次特別抗告棄却 (櫻井龍子裁判長)</p> <p>2013 (H25).11. 5 第8次再審請求</p>
⑤ 確定審の裁判所の判断	<p>【第一審無罪判決】</p> <p>① 四つ足替栓の表面にある傷痕は奥西勝氏の歯痕とは断定できず、証拠物の関連性にも疑問がある。</p> <p>② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後4時前であり、奥西勝氏以外にもぶどう酒に毒物を混入する機会があった。</p> <p>③ 自白は信用できない (動機が不自然。裏付けがない。変遷。不自然不合理等)。</p> <p>【控訴審有罪判決】</p> <p>① 四つ足替栓の表面にある傷痕は、奥西勝氏の歯痕と認められる。</p> <p>② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後5時頃であるから、約10分間公民館内に一人でいた奥西勝氏以外にはぶどう酒に毒物を混入する機会はなく、自白を除いても奥西勝氏の犯行と断定するに何ら支障はない。</p> <p>③ 自白は信用できないとはいえない。</p>
⑥ 主要な新証拠の内容	<p>【第5次再審請求】</p> <p>① 土生鑑定 (歯痕について)</p> <p>② 関係者の行動シミュレーション (ぶどう酒到着時刻等)</p> <p>③ ニッカリンT瓶の名張川への投棄実験 (流れずにすぐ沈む)</p> <p>④ ニッカリンTの色 (ぶどう酒は白、ニッカリンTは赤)</p> <p>【第6次再審請求】</p> <p>中西ノート (捜査当時の名張署長のノート、奥西氏は公民館で一人にはなれない)</p> <p>【第7次再審請求】</p> <p>① 新証拠1：本件ぶどう酒瓶の栓は、それに巻き付けられていた封緘紙を破らずに開けて痕跡を残すことなく閉じることが可能</p> <p>② 新証拠2：四つ足替栓の足の折れ曲がり歯ではできない</p> <p>③ 新証拠3：本件毒物はニッカリンTではない</p> <p>④ 新証拠4：ぶどう酒瓶の王冠を火挟みで突いて開栓したという自白と封緘紙の形状が矛盾する</p> <p>⑤ 新証拠5：ニッカリンTの赤色により白色のぶどう酒は変色する</p>

⑦再審の経過	<p>① 四つ足替栓の表面にある傷痕は奥西勝氏の歯痕であるとする鑑定結果（松倉鑑定）に関しては、第5次再審・特別抗告審決定も、新証拠（土生鑑定）によって、その証明力が大幅に減殺されたことは認めた。しかし、その傷痕が歯痕である可能性が高く、奥西勝氏の歯牙によって印象されたとしても矛盾はないという限度では証明力があるとされた。</p> <p>その後、第7次再審では、四つ足替栓の足の折れ曲がり歯ではできないことを示す新証拠2を提出し、請求審決定はこれを認めたが、異議審決定はその証拠価値を否定し、特別抗告審決定もこれを維持した。</p> <p>② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻に関しては、第5次再審・特別抗告審決定において、現場である公民館からぶどう酒瓶に装着されていた四つ足替栓、耳付き冠頭、封緘紙の破片が発見されていることや、別の場所で開栓され、農薬が混入されてから元通りに栓を閉められ、封緘紙を張り直されたという痕跡はないことから、犯行場所は公民館と推認でき、奥西勝氏以外に毒物混入の機会はないので、ぶどう酒到着時刻は検討するまでもないとされた。</p> <p>その後、第7次再審では、封緘紙を破らずに開栓し、毒物を混入した上で、その痕跡を残すことなく元の状態に戻すことが可能であることを示す新証拠1を提出した。そして、請求審決定はこれを認め、改めてぶどう酒到着時刻について検討した結果、ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後4時以前であり、奥西勝氏以外にも毒物混入の機会があると判断した。しかし、異議審決定は、そのような開栓方法は単なる可能性に過ぎず、実際に行われたとは認められないとして、その証拠価値を否定し特別抗告審決定もこれを維持した。</p> <p>③ 犯行に用いられた毒物（本件毒物）に関しては、第7次再審・請求審決定は、ニッカリンT（奥西勝氏が所持していた農薬）に含まれている成分トリエチルピロホスフェート（TriEPP）が、本件ぶどう酒から検出されていないことを示す新証拠3の新規明白性を認め、「本件毒物はニッカリンTではなかった疑いが強いことが判明した」として、自白の信用性に重大な疑問が生じていると判断した。</p> <p>これに対する異議審決定は、「本件毒物はニッカリンTであり、トリエチルピロホスフェートもその成分として含まれていたけれども、当時の三重県衛生研究所の試験によっては、それを検出することができなかったと考えることも十分可能」として、自白の信用性に影響を与えないと判断した。</p> <p>しかし、特別抗告審決定は、異議審決定の判断は、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえ、その推論過程に誤りがある疑いがある」として異議審決定を取り消して、差し戻した。</p> <p>差戻し異議審決定は、(1) 本件ぶどう酒からTriEPPが検出されなかったのは、TriEPPがペーパークロマトグラフ試験の前に行われたエーテル抽出によって抽出されなかったためであり、(2) 対照検体（対照用に作ったぶどう酒にニッカリンTを入れたもの）からTriEPPが検出されたのは、別の成分（ペンタエチルトリホスフェート）がエーテルで抽出された後ペーパークロマトグラフ試験の過程で加水分解してTriEPPが生成されたと推論し、本件毒物はニッカリンTと考えても矛盾はなく、自白の信用性に影響を及ぼさないと判断した。</p> <p>その後、実験により、差戻し異議審決定の上記(1)も(2)も誤っていることが明らかとなり、その実験結果を新証拠として、差戻し後の特別抗告審に提出した。</p> <p>④ 自白に関しては、確定判決では「自白は信用できないとはいえない」というに留まっていたが、第5次再審・特別抗告審決定では自白の証明力がかさ上げされて、「信用性が高いと認められる」と判断された。その後、第7次再審・請求審決定では、自白は信用できないとされたものの、異議審決定では、「本件のような重大事犯で任意に自供した以上、当然その信用性も高い。うその自白をしたのだとすれば、極刑が予想される重大な事実に関することであるから、納得できる理由がなければならないが、その説明もない。」などとして、自白は信用できるとされた。</p>
⑧再審が明らかにした事項・問題点	<p>① 裁判所の科学的証拠に対する無理解（第7次異議審・門野決定、差戻し異議審・下山決定）</p> <p>② 裁判所の自白偏重が根深いこと（第7次異議審・門野決定）</p> <p>③ 死刑事件再審に対する高いハードル（布川事件・門野決定と第7次異議審・門野決定との落差）</p> <p>④ 検察官の証拠開示に対する強い抵抗（第7次再審で開示請求に全く応じない）</p>
⑨最近のトピック	<p>奥西勝氏の生涯を描いた映画「約束 名張毒ぶどう酒事件死刑囚の生涯」が2013年2月16日から公開された。奥西勝氏は87歳（2013年10月現在）であり、体調も良くない。一刻も早く再審開始、再審無罪を獲得するために、弁護団は、総力を上げて活動を続けている。</p>

■ 袴田事件 ■

(2013年8月31日現在)

① 罪名等	強盗殺人、放火等／死刑・東京拘置所拘置中（現在77歳）
② 事件の概要	<p>1966年（昭和41年）6月30日未明、静岡県清水市（現：静岡市）で発生した強盗殺人・放火事件。味噌製造・販売会社の専務一家4人が殺害された。同年8月、会社従業員の袴田巖氏が逮捕され、当初は否認していたものの、その後自白。袴田氏の自白のほか、微量の血痕と油が付着していた袴田氏のパジャマを主要な証拠として袴田氏が起訴された。袴田氏は公判で犯行を否認。以後、現在に至るまで袴田氏は一貫して犯行を否認している。</p> <p>なお、事件から1年2か月経過した1967年8月31日、犯行現場近くの工場内味噌タンクから血痕が付着したズボン等5点の衣類が発見され、同年9月12日、袴田氏の実家からズボンの端切れが押収された。それに伴い、検察官は当初の主張を変更し、犯行着衣はパジャマではなく5点の衣類であると主張している。</p>
③ 事件の特色	<ol style="list-style-type: none"> ① 逮捕後連日連夜、猛暑の中で1日平均12時間以上の厳しい取調べを行い、便器を取調室に持ち込んでトイレにも行かせない状態にして、自白を強要し、自白に追い込んだ。自白調書は45通にも及んだが、その内容が日替わりで変遷している。 ② 犯行着衣について、起訴時には血痕と油の付着したパジャマとされていた。ところが、公判の中でパジャマに関する鑑定信用性に疑いもたれると、事件から1年2か月も経過した後5点の衣類が「発見」され、これが真の犯行着衣であるとして、自白とは全く異なる犯行着衣に検察官が主張を変更した。この一連の経緯は不自然である。 ③ 5点の衣類について、袴田氏に着用させる実験を行ったところ、ズボンが小さすぎて袴田氏にははけなかった（写真参照）。また、1枚しかないはずの緑色のブリーフが2枚出現した。 ④ 袴田氏が現場から脱出したとされる裏木戸について、裏木戸の通り抜けに関する警察の再現実験写真は、写真に写っていない上部の留め金を外して行ったものであり、袴田氏の自白どおりの方法では裏木戸を通することはできない。 ⑤ 凶器とされているくり小刀では、4人の被害者を多数回刺すことは不可能。
④ 裁判の経過	<p>1966(S41). 6.30 事件発生 1966(S41). 8.18 袴田氏が逮捕される 1966(S41). 9. 9 起訴 1968(S43). 9.11 静岡地裁で死刑判決 1976(S51). 5.18 東京高裁が控訴棄却 1980(S55).11.19 最高裁が上告棄却 1981(S56). 4.20 静岡地裁に再審請求／11.13 日弁連が事件委員会を設置 1994(H 6). 8. 9 静岡地裁が再審請求を棄却 2004(H16). 8.26 東京高裁が即時抗告を棄却 2008(H20). 3.24 最高裁が特別抗告を棄却 2008(H20). 4.25 静岡地裁に第2次再審請求 現在、第2次再審請求審が静岡地裁で係属中</p> <div data-bbox="1161 1240 1342 1630" style="text-align: right;">  <p>はけないズボン</p> </div>
⑤ 確定審の判断	<p>一審判決は、捜査批判をしつつ自白調書45通のうち44通を証拠から排斥するも、残る1通の証拠能力は肯定した。その上で、5点の衣類が犯行着衣であり、袴田氏のものであるから、袴田氏は犯人であると判断し、死刑判決を言い渡した。二審判決も有罪証拠の多くについて証拠価値が低いことを認めつつ、控訴を棄却。最高裁も上告を棄却し、死刑判決が確定した。</p>
⑥ 主要な新証拠の内容	<p>【第1次再審請求】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 澤渡第1、第2鑑定書：5点の衣類は犯行着衣でないこと ② 澤渡第3鑑定書、間壁鑑定書：5点の衣類のズボンは袴田氏がはけないサイズであること ③ 衣類の味噌タンク実験の報告書：5点の衣類が事件直後の味噌の量が少ないタンクには隠せないこと ④ 押田鑑定書：凶器とされるくり小刀では被害者の傷を形成できないこと ⑤ 浜田鑑定書：自白の心理学的分析。自白は袴田氏の無実を積極的に示すこと ⑥ 前田鑑定書、横田鑑定書、小川秀世弁護士実験報告書：自白の方法では裏木戸の出入りが不可能であり、警察の実験には作為があること

⑥ 主要な新証拠の内容	<p>【第2次再審請求】</p> <p>① 味噌漬け実験報告書：5点の衣類が1年以上も味噌に漬かっていたものではないこと</p> <p>② 5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書：ズボンのタグ「B」はサイズではなく色を表すこと</p> <p>③ 本田鑑定書（DNA鑑定）：5点の衣類は袴田氏のものではないこと</p>
⑦ 再審の経過	<p>【味噌漬け実験】</p> <p>第1次再審請求即時抗告審から、弁護団は5点の衣類は何者かによってねつ造された証拠であると主張してきた。裁判所は、5点の衣類の外見は一朝一夕で作られたものではなく、長期間味噌に漬かっていたことが明らかである等として、弁護団の主張を採用しなかった。</p> <p>そこで、血痕が付着した衣類を実際に味噌漬けにする実験を行った。その結果、①5点の衣類に似た外見の衣服を作成することは短時間で可能であること、②衣服を1年2か月味噌漬けにすると、生地と血痕の色が味噌の色に近づき、5点の衣類のように生地の色や血痕の赤色が残ることはないことが明らかになった。</p> <p>2013年5月24日、味噌漬け実験を実施した支援者の証人尋問が行われた。</p> <p>【証拠開示】</p> <p>弁護団の証拠開示請求に対して、裁判所の証拠開示勧告もあり、多数の証拠が開示された。開示された証拠は、①5点の衣類発見時のカラー写真、②5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書、③32通の新たな否認、自白調書と取調テープ等である。</p> <p>5点の衣類のズボンのタグにはアルファベットの「B」が印字されている。これまで、この「B」はズボンのサイズを示すと考えられていた。そのため、ズボンの着用実験では袴田氏はズボンをはけなかったが、裁判所は、「B」サイズであれば当時の袴田氏ははけたことから、味噌付けのズボンが縮んだと判断していた。ところが、開示された②5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書において、タグの「B」はズボンのサイズではなく、ズボンの生地の色を示しており、従来の裁判所の判断は誤解に基づくことが明らかになった。</p> <p>【DNA鑑定】</p> <p>第1次再審請求即時抗告審でも、5点の衣類についてDNA鑑定が実施されたが、DNAの抽出ができず、鑑定不能という結果に終わった。</p> <p>その後、DNA鑑定の技術が格段に進歩したことから、第2次再審請求において弁護団は再度DNA鑑定を請求した。裁判所がDNA鑑定実施を決定し、弁護団推薦の本田克也教授（筑波大学）と検察官推薦の学者を鑑定人とした。</p> <p>まず、5点の衣類に付着した血液と被害者の衣服に付着した血液のDNAを対照する鑑定を実施した。本田鑑定人は、5点の衣類から血液に由来するDNAの型が複数判明したが、被害者の衣服から検出されたDNAと比較して、同一人物に由来する血液は確認できなかったと判断した。検察官推薦の鑑定人の結果も、本田鑑定人の結果と矛盾するものではなかった。</p> <p>次に、現在の袴田氏のDNAと5点の衣類のうち袴田氏の血液が付着しているとされる白色半袖シャツに付着しているDNAを対照する鑑定を実施した。本田鑑定人も検察官推薦の鑑定人も、袴田氏のDNAは、確定判決が犯人のものとして判断している白半袖シャツの血痕から検出されたDNAとは一致しないと判断した。</p> <p>2012年11月から2013年1月にかけて、両鑑定人の尋問を実施した。また、2013年7月26日、澤渡鑑定の作成者である澤渡千枝准教授（静岡大学）の証人尋問が行われた。</p>
⑧ 再審が明らかになった事項・問題点	<p>① 証拠開示の重要性</p> <p>ズボンのタグの「B」について、裁判所の判断が誤解に基づくものであることを示す証拠が検察官の手持ち証拠の中に存在していたにもかかわらず、その証拠を検察官は開示しようとしなかった。真相解明のためには、全面的証拠開示の制度化が求められる。</p> <p>② DNA鑑定の重要性</p> <p>足利事件や東電OL殺人事件で成果を上げたDNA鑑定が、本件でも重要な役割を果たすことになった。</p>
⑨ 最近のトピック	<p>2013年4月、袴田氏は、世界一長く収容されている死刑囚としてギネスから世界記録に認定された。長期間の収容は、袴田氏の精神を蝕んでおり、拘禁反応の症状が見られている。2010年以降は、親族や弁護人の面会を拒否している。</p> <p>弁護団は、一日も早い袴田氏の釈放を目指している。</p>

■ マルヨ無線事件 ■

(2013年8月31日現在)

① 罪名等	強盗殺人、同未遂、現住建造物放火／死刑・福岡拘置所拘置中（現在67歳）
② 事件の概要	1966年（昭和41年）12月5日深夜、福岡県福岡市川端町にあるマルヨ無線川端店に、以前同社に勤務していた尾田信夫氏と少年院入所時代に親しくなった少年が共謀のうえ押し入り、宿直勤務だった店員2名に対し、登山用ナイフを構え「金を出せ」と要求し、携帯用小型ハンマーで店員1名の頭部を一回強打し、反抗を抑圧したうえ、現金約21万4700円ほか数点を強奪し、電熱用コードで店員を縛り上げ、頭部をハンマーで多数乱打して瀕死の重傷を負わせた後、床に放火して店舗を半焼せしめ、店員1名を死亡させ、もう1名に傷害を負わせたという容疑で、逃走先の東京で逮捕されたものである。
③ 事件の特色	<p>① 本件は、尾田氏が少年と一緒に、上記店舗に強盗に入り、店員に傷害を負わせ、その内の1名を、火災による一酸化炭素中毒により死亡させたことについては、争いが無い。</p> <p>② 確定判決は、尾田氏らが、店員を焼死等させて犯跡を隠蔽しようと企て、店内で燃焼していた石油ストーブを足蹴りにして転倒させて、放火したものと認定した。</p> <p>しかし、福岡市消防局の大隈誠氏は、火災状況の資料等から、本件出火時には石油ストーブは転倒しておらず、本件火災は石油ストーブの異常燃焼によるものであると鑑定した。</p> <p>また、大隈氏は、同型の石油ストーブの転倒実験を行い、石油ストーブを蹴倒した場合には、灯油缶が石油ストーブ本体から離脱し、燃焼は継続しないことを明らかにした。</p> <p>③ これを受けて、第5次再審・即時抗告審では、尾田氏が石油ストーブを足蹴りにして転倒させた事実を否定したものの、「石油ストーブを故意に転倒させ、その火を机等に燃え移らせて放火した」という新たな事実を認定した。</p> <p>しかし、その認定の根拠となっている福山鑑定書（石油ストーブの前面扉に付着していたとされる熔融痕を基に石油ストーブが前傾していたと鑑定した）についても、3Dのコンピュータグラフィックスによる解析の結果、その前提（熔融痕の付着状況）に誤りがあることが判明している。</p>
④ 裁判の経過	<p>1966(S41).12.5 事件発生</p> <p>1968(S43).12.24 第一審・福岡地裁 死刑判決</p> <p>1970(S45).3.20 控訴審・福岡高裁 控訴棄却</p> <p>1970(S45).11.12 最高裁 上告棄却</p> <p>判決訂正申立等を経て、死刑判決確定</p> <p>1973(S48)～1979(S54) 第1次～第4次再審／1975(S55).12.8 日弁連が事件委員会を設置</p> <p>1979(S54).2.1 第5次再審請求</p> <p>1988(S63).10.5 第5次再審請求棄却（小出罇一裁判長）</p> <p>1995(H7).3.28 第5次再審即時抗告棄却（池田憲義裁判長）</p> <p>1998(H10).10.27 第5次再審特別抗告棄却（金谷利廣裁判長）</p> <p>1998(H10).10.30 第6次再審請求</p> <p>2008(H20).3.26 第6次再審請求棄却（林田宗一裁判長）</p> <p>2012(H22).3.29 第6次再審即時抗告棄却（服部悟裁判長）</p> <p>2013(H25).6.24 第6次再審特別抗告棄却（山浦善樹裁判長）</p> <p>2013(H25).7.16 第7次再審請求</p>
⑤ 確定審の裁判所の判断	<p>確定判決は、「〔被告人が〕被害者らを小型ハンマーで殴打したりする暴行を加え、このため宿直員兩名は瀕死の重傷を負い、半ば意識を失って事務所の床上でうめいていた。この時被告人等がかねての計画どおり、マルヨ無線株式会社川端店〔木造瓦葺二階建店舗〕に火を放って焼燬し、宿直員兩名を窒息死、或いは焼死させて犯跡を隠蔽しようと企て、相互に相手の意を察して、…被告人は侵入前から点火されていた事務所内の暖房用石油ストーブを、火焰の部分を覆っていた金属製網を取り外した上で、火焰の部分が下になるように足蹴りにして横転させ…」て、店舗等を焼燬させたと認定した。</p> <p>なお、確定第一審では、国選弁護人の十分な援助を受けることができず、公訴事実に対する争いがなく、自白等の証拠も存在していたことから、放火を認定した理由等が判示されていない。</p>

【第5次再審請求】

- ① 大隈鑑定書：本件石油ストーブは、出火時転倒していたことはなく、同ストーブの異常燃焼により火災が発生したものであるとする
- ② 大隈氏によるストーブ転倒実験等報告書

【第6次再審請求】

三木鑑定書：本件石油ストーブ前面扉の網目に付着していたとされる溶融痕は、同網目に付着していなかったとする（ストーブ転倒の根拠とされている福山鑑定書的前提を否定する鑑定である）

【第5次再審請求】

第5次再審・請求審は、確定判決の認定した「『蹴倒す』という言葉は、強く蹴飛ばす場合に限らず、足を使って押すようにして倒しかける場合も含まれるのであって、机に放火する手段としては、たとえば、裏蓋の上に足を置くようにして押し、机に向かって倒し掛けるようにすれば、裏蓋は開かず、またストーブの受ける衝撃も小さくて済ませることも不可能とはいえない」として、請求を棄却した。

これに対し、第5次再審・即時抗告審は、「『蹴倒す』という言葉が原決定の説示するような場合をも意味することには疑問がある」とした上で、「本件ストーブが当初からその状態〔前面扉を床面に接した状態で静止している状態〕に静かに置かれた」と推認できるとして、確定判決の「石油ストーブを足蹴りにした」とする認定の誤りは認められた。しかし、確定判決の証拠の標目にも挙げられていない証拠等に基づき、「申立人が本件ストーブを故意に転倒させ、その火を机等に燃え移らせて放火したと考えるのが相当である」と説示し、「いまだ大隈証言及び大隈実験等の新証拠が、確定判決の認定した放火に関する事実について合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠ということではできぬ」と判示して、即時抗告を棄却した。

【第6次再審請求】

第5次再審・即時抗告審決定ではストーブを前傾の状態に設置したと認定されているが、その認定は福山鑑定書に依拠している。福山鑑定は、本件ストーブ機関部の合金製カム及び連結桿止めが熱のために溶けて、その一片が正面点火扉の網目に流れ込んでいることから、本件ストーブが前傾の状態にあったとしている。しかし、弁護団において、同鑑定書に添付された写真に写っている本件ストーブに付着した溶融痕の形状を、3Dのコンピュータグラフィックスを使って解析したところ、福山鑑定書添付の写真1号で撮影された溶融痕と写真4号で撮影された溶融痕の外形は大きく異なったとの結果が得られた（三木鑑定書）。このことは、写真1号と4号に写っている溶融痕は別物であるか、同一物が網目に対して動いた（回転した）ことを示すもので、写真4号に写っている溶融合金は、本件ストーブ前面扉に付着していたものではなく、針金状の棒によって支えるという不当な工作がなされているといった事実を裏付けるものである。したがって、弁護団は、ストーブ前傾説はその基盤を失い、本件火災は直立したストーブが異常燃焼したことを原因として生じたものであると主張した。

これに対し、第6次再審・請求審決定は、写真により視認可能な溶融合金部分は異なっていること、厚みのある物体の二次元画像を取り込んで、その撮影位置を変えて上部から画像に変換しても、同一の形に復元することは不可能であると考えられるとして、写真1号と4号の溶融痕の外形が異なるからといって両者が別物であると即断することはできないと判断した。ただし、第5次再審請求において取り調べられた消防局職員の撮影した実況見分調書添付の写真によれば、「溶融痕の一部が剥離していることが認められ、福山鑑定書添付の写真第1号及び写真第4号により認められる溶融痕の付着状況等を比較対照すると、両写真に写された溶融痕の位置が若干ずれているのではないかとの疑いが生じ、写真第4号においては剥離した溶融痕が針金状の棒で支えられている可能性を完全に否定することはできない。」との注目すべき判断を示し、第5次再審・即時抗告審決定で放火行為を裏付ける重要な証拠とされた福山鑑定の証拠価値が大幅に減殺されるに至った。

しかし、同決定は、①申立人や共犯者が自白していること、②本件ストーブは犯行前まで使用されていたが、事件後、防護網が外されてストーブから離れた場所で傾いた状態で発見されていること、③本件ストーブの異常燃焼により本件火災が発生したことを窺わせる事情は認められないことなどを根拠に、申立人が本件ストーブを前傾の状態にして本件建物を放火したこと、少なくとも、燃焼中の本件ストーブの防護網を取り外して移動させ、その火力を利用して室内の机等に燃え移らせるようにして火を放った事実を優に認めることができるとして、再審請求を棄却した。

第6次再審・特別抗告審の棄却決定を受け、尾田氏は2013年7月16日付で第7次再審請求を行った。

⑧ 再審が明らかになった事項・問題点	<p>① 裁判所のコンピュータグラフィックス等の科学的証拠に対する無理解。</p> <p>② 裁判所が証拠開示を検察官に勧告してくれないこと。</p>
⑨ 最近のトピック	<p>第6次再審中に再審請求弁護人上田國廣が、2010年10月5日付で尾田氏に「フォーラム90」の111号のニュース（死刑廃止を求める「フォーラム90実行委員会」が発行している機関紙）を差し入れようとしたところ、福岡拘置所は、その一部について差入れを不許可とした。</p> <p>これに対し、尾田氏と上田國廣弁護士は、本件不許可処分が再審請求人と再審請求弁護人の接見交通権を侵害している等として、2012年4月3日、福岡地方裁判所に、国を被告として国家賠償訴訟を提起した。</p>

無罪確定事件① 布川事件をライフワークに

柴田五郎（東京弁護士会）

1970年秋のある日、茨城県からの依頼者が、強盗殺人えん罪控訴事件を持ち込んできた。曰く、「親戚の若者で、全く身に覚えがないのに、強盗殺人で無期懲役になった。助けてくれ」。後の櫻井昌司、杉山卓男両君にかかる布川事件である。たまたま日直当番でこの相談を受けることになった私は、担当弁護団の一員に組み込まれることになる。

3年後の1973年控訴棄却、他事務所からの応援を得て弁護団を拡大強化し、最高裁に挑んだが1978年夏あえなく返り討ちに会い、無期懲役が確定して、櫻井、杉山両君は千葉刑務所に下獄した。

一時は弁護士の看板をたたんで田舎に帰ろうかとも思ったが、布川事件は格別の重さをもって、私の心の一部を占領し続けた。そして、再審も一つの生き方と考え、布川事件をライフワークとしながら、弁護士稼業を続けることにした。

確定から5年後の1983年、獄中から第1次再審を申し立てたが、9年後の1992年最高裁まで行って特別抗告棄却で幕を閉じる。

1996年2人の仮釈放を迎えるも、第2次再審申立ての目途もたたず、あちこちの大学を訪ねては実験や意見書を依頼したり、目撃証人を訪ね歩いたり、地を這うような毎日であった。

2001年12月、ようやく第2次再審申立てにこぎ

つけた。

弁護団事務局長だった私は遂にダウン、1か月後入院して、胃を3分の2切除することになる。

3年半後の2005年9月、土浦の裁判所で7戦目にして初めての勝利。再審開始決定書を手にし、関係者一同と抱き合って喜ぶ。「信念に基づいてやっていたら、そのうち夜が明ける」。その後、2011年6月、再審無罪が確定した。


日弁連の皆様、守る会会員を始め全国の支援者の皆様からの、物心両面のご支援があったればこそと、限りなく感謝、感謝。



笑顔で握手する杉山氏（左）、櫻井氏（右）

■ 日野町事件 ■

(2013年8月31日現在)

① 罪名等	強盗殺人/無期懲役・2011年（平成23年）3月18日死去（75歳）。
② 事件の概要	<p>滋賀県蒲生郡日野町豊田で酒類販売店を営む女主人が、1984年（昭和59年）12月28日午後8時ころから行方不明となり、翌1985年（昭和60年）1月18日、日野町内の宅地造成地で死体で発見され、同年4月28日、被害者宅から奪われた金庫が同町内の山中から発見された。その酒店の常連客であった阪原弘氏が、3年以上経過した1988年（昭和63年）3月9日から12日まで連日日野警察署に呼び出され、厳しい取調べを受け、捜査官に自白をし、逮捕・勾留後、同年4月2日起訴された。一審から一貫して否認して争うも、無期懲役の有罪判決が言い渡され、確定した。阪原氏の再審請求は棄却され、即時抗告審の係属中に本人が死亡。現在、遺族による再審請求が大津地裁に係属している。</p> <p>なお、店舗内には釣り銭用の緑色の小型金庫はあったが、当該被害金庫は存在しなかった。また、死体の手首は結び目をつくらない方法で結束されており、肉屋で働いた経験のある阪原氏と結びつける情況証拠とされた。</p>  <p>事件現場とされている酒店</p>
③ 事件の特色	<ol style="list-style-type: none"> ① 逮捕の決め手となった微物鑑定は一審で証拠価値がないことが確認された。手鏡の指紋も物色を示すものではない。 ② 動機がない。秘密の暴露が何もない。犯行現場とされる店舗には被害金庫はなく、犯行を思い立つはずもない。 ③ 手首の結束方法は情況証拠となり得ない。被害金庫の傷は自白による方法では説明がつかない。 ④ 自白による殺害方法では殺せないことが解明された。唯一残るのは、捜査官に対する自白と引当（死体発見現場と金庫投棄現場を案内できたこと）であるが、これらについては、浜田鑑定意見書が、虚偽自白の問題や、捜査官も被疑者も誘導を認識しないまま現場引当ができること等を解明した。
④ 裁判の経過	<p>1984(S59).12.8 事件発生 1988(S63).4.2 起訴 1995(H7).6.30 大津地裁（中川隆司裁判長） 無期懲役判決 1997(H9).5.30 大阪高裁（田崎文夫裁判長） 控訴棄却判決 2000(H12).9.27 最高裁第三小法廷（千種秀夫裁判長） 上告棄却決定 2001(H13).11.14 大津地裁 再審請求申立て 2002(H14).3.15 日弁連が再審支援を決定 2006(H18).3.27 大津地裁（長井秀典裁判長） 再審棄却決定 2006(H18).3.30 大阪高裁 即時抗告申立て 2011(H23).3.18 再審請求人阪原弘氏が死亡 2011(H23).3.30 大阪高裁「申立人の死亡により終了」と決定 2012(H24).3.30 大津地裁 遺族による再審請求申立て</p>
⑤ 確定審の裁判所の判断	<p>【第一審】 自白の信用性はそれで有罪が認定できるほど高くはないとしつつ、情況証拠によって有罪が認定できるとして、概括的な認定をした。その結果、殺害の日時、場所もわからないが、犯人であるという判断となった。訴訟外で裁判官が検察官に対し、弁護人には内密で予備的訴因の追加を促したことが発覚し、裁判所の姿勢に重大な問題があることが明らかとなった。</p> <p>【第二審】 自白の基本的な根幹部分は十分信用できるとし、自白偏重の裁判となった。なお、情況証拠は、それだけでは被告人と本件犯行を結びつけるものではない、と判示し、一審の判断とは異なる判断をした。</p>

<p>⑥ 主要な新証拠の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 殺害方法について：河野鑑定書、同証言調書、池田鑑定書、同証言調書等 ② 死体の手首の紐の結束方法：弁護人の実験結果報告書、ビデオ等 ③ 動機：収入・資産状況についての弁護士会照会、回答等 ④ 金庫の傷：高山鑑定、同証言調書等 ⑤ 当該金庫は店頭になかったこと：客の調書等 ⑥ 指紋：齋藤鑑定書、同証言調書等 ⑦ アリバイ：証人Aの供述ビデオテープ等 ⑧ 引当：浜田鑑定意見書
<p>⑦ 再審の経過</p>	<p>【第1次再審請求（本人請求）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 殺害方法について、中腰のまま手で首を絞めたという自白による殺害方法では殺せないことが弁護側の河野鑑定人、池田鑑定人の鑑定や尋問の結果解明された。解剖医も実質同意見。一審判決の疑問を裏付けることとなった。 ② 死体の手首の紐の結束方法を弁護団が完全に解明し、肉屋類似の方法として状況証拠にできないことを明らかにした。 ③ 動機については家族全員が働き、経済的に困窮した状況にないことを解明した。 ④ 被害金庫には自白によるホイールレンチではつかない傷が存在し、高山鑑定人の鑑定や尋問により、一審や二審の判断は誤りであることを解明した。 ⑤ 被害金庫が店頭には置かれておらず、店の営業に使用されていなかったことを最後の客の陳述書等により、より明確にした。 ⑥ 物色行為を窺わせるとして位置づけられた手鏡の指紋について、捜査段階の鑑識が誤っていることを当時の鑑識係に尋問で認めさせた。指紋は親指と人差し指で挟むように持った形ではついておらず、手鏡の縁を持って利用した形であることを解明し、物色行為を示すものではないことを解明した。 ⑦ 本人が主張するアリバイについて、当夜宿泊させてもらった家のA証人がこれを認める供述をなし、ビデオテープに収録して提出した。虚偽アリバイ論は誤りであることを示した。 ⑧ 最後に残った証拠として、捜査段階の自白と引当ができたことがあるが、引当問題について、浜田鑑定意見書により、捜査官に誘導をしたという意識がなく、被疑者にも誘導されたという意識がないまま、正解を知った捜査官によって引当ができることを解明した。これにより、有罪を基礎付ける証拠がごとごとく崩壊した。 ⑨ しかしながら、2006年3月27日、大津地方裁判所は再審棄却決定をした。同決定は、20数点の論点にわたり、「確かに」と弁護側の主張を認めたものの、論点のそれぞれについてそうでない可能性論を展開した。そして、最も重要な殺害方法については「客観的証拠と矛盾する」とまで認めたが、本人の記憶違い等を理由に有罪判決を維持した。「疑わしきは被告人の利益に」の大原則を徹底して無視した決定であった。 <p>【第2次請求（遺族による請求）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当初、2013年3月末までに裁判所の判断を求めるとの方針を採用したが、その後の進行により、主張・立証すべき課題が多く、方針を変更した。 ② 証人Aの尋問、浜田鑑定人のプレゼン、金庫の破壊行為及び指紋の問題に関するプレゼンは採用されなかった。 ③ 証拠開示請求で、現場引当の写真全部とネガが提出され、実況見分調書は、復路の写真を往路の写真とするなど作為的に作成していることが判明し、誘導なしに金庫発見現場を案内したと証言した警察官の証言にはおよそ信用性がないことが判明し、その点を緻密に分析した意見書を提出した。引当ができたことが有罪の有力な根拠となっただけに、浜田鑑定意見書とともに引当問題に与える影響は大きいと解される。今後、当該警察官の尋問を請求する予定である。 ④ 証拠開示請求で、本人らの任意の事情聴取がなされた1985年（昭和60年）9月17日より前の9月13日に逮捕状が出されていたこと、それがその後2年半にわたって不執行のままであったことが判明した。 ⑤ 今後、他の犯行再現の関係でも写真のネガ等の証拠開示請求をしている。金庫発見現場への引当の中心にあった警察官がその他3件の犯行再現に関係している。

⑧ 再審が明らかになった
事項・問題点

- ① 弁護人がえん罪事件として真摯な検討を求めていることに対し、裁判所の再審事件に対する基本的な姿勢、意欲が十分ではないと感じられる。たとえば、高齢のアリバイ関係証人の尋問を採用しない、証拠開示について職権発動しないと宣言するなど問題が多い。もっとも、事実の取調べとして検察官を促すことは一部している。
- ② 検察官の証拠開示に対する抵抗、たとえば、存否を含め回答する必要がない、などとしているのは問題。もっとも、裁判所から促されてネガ等を開示はしている。
- ③ 有罪の根拠がごとごとく崩壊し、自白と引当が最後に残るが、裁判所が自白の信用性や引当問題を真摯に検討するかどうか問題となる。

⑨ 最近のトピック

証拠開示請求における進展。裁判所は、実況見分調書のネガ等について、事実調べとしての位置づけで開示を促したが、その結果、写真の捏造、証拠の偽造ともいえる内容が出てきた。これは「確定審の判断を大きく覆すに足りる」新証拠が発見されたと解される。実況見分調書は、大人数の捜査官の存在を覆い隠し、現場に至るまでの分岐点で次にどこに向かうのかを本人にまともに説明をさせていないことも浮き彫りにした。

また、1985年（昭和60年）9月13日の段階で逮捕状が出されており、同年9月17日には店舗内の机の手鏡から本人の指紋が検出されたにもかかわらず、その後、1988年（昭和63年）3月12日に逮捕されるまでの2年半にわたって逮捕状が執行されないままであった。この2年半、何を重点に捜査を行っていたのか。なぜ逮捕状発付と不執行の事実を確定審で隠していたのか。弁護団は裁判所に対し、捜査過程の問題として、捜査に違法がなかったか、逮捕状不執行後の捜査の実情の開示を求めるなど、重大な決意をもって問題提起を行っている。

■ 松橋（まつばせ）事件 ■

(2013年8月31日現在)

① 罪名等	<p>殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反/懲役13年・1999年（平成11年）3月26日仮釈放。 同年7月22日刑期終了（刑期終了時66歳）</p>
② 事件の概要	<p>1985年（昭和60年）1月8日、熊本県下益城郡松橋町所在の団地内で同所に独居していた男性が死体で発見された。頸部付近に刃物で刺したような合計13個の創傷があった。司法解剖により、死因は果物ナイフ様の刃物で頸部付近を刺されたことによる失血死、死亡推定時期は1985年（昭和60年）1月4日から同月6日の間とされた。人権救済申立人（以下、「申立人」という。）は、死体が発見された1月8日から同月20日までの間に9日間、任意の長時間にわたる取調べを連日受けた。申立人は、当初は否認していたが、同月18日のポリグラフ検査で陽性反応が出たと捜査官から告げられた後、同月20日に自白に転じ、逮捕された。申立人は、第1審の第5回公判から再び否認に転じ、上告審まで争ったが、認められず服役した。</p>
③ 事件の特色	<p>本件において申立人と犯行とを結びつける証拠は自白しかないが、その自白も、次のとおり、客観的証拠と矛盾するなど崩壊している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申立人は切出小刀にシャツの切れ端を巻き付けて被害者を刺し犯行後にその切れ端を焼却したと自白していたが、焼却されたはずのシャツの切れ端を熊本地検が保管していた。（なお、上記シャツの切れ端は申立人が自白において具体的に特定していたものであり、また、シャツの切れ端に何ら血痕は付着していないことからすると、検察官は、上記自白が虚偽であることを知りつつ、証拠隠しを行ったといえる） ② 申立人が凶器として用いたと自白した切出小刀の形状と被害者の創傷とが矛盾している。 ③ 申立人が自白した犯行態様と被害者の着衣などの客観的状況とが矛盾している。 ④ 確定判決において自白の信用性を担保する事情とされた秘密の暴露について、秘密の暴露にあたりとされた事項を申立人が自白した当時、捜査官はその事項を既に調べており、既知の事項であった。 ⑤ そもそも申立人の自白は、変遷が顕著で、しかも捜査の進展に合致する形で変遷している。
④ 裁判の経過	<p>1985(S60). 1. 6 事件発生 1985(S60). 2.10 殺人で起訴 1985(S60). 3.30 銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反で追起訴 1986(S61).12.22 判決（懲役13年）（熊本地方裁判所・荒木勝己裁判長） 1988(S63). 6.21 控訴棄却（福岡高等裁判所・生田謙二裁判長） 1990(H 2). 1.26 上告棄却（最高裁判所・大内恒夫裁判長） 1999(H11). 3.26 仮釈放 1999(H11). 7.22 刑期終了 2011(H23). 8.18 日弁連が再審支援を決定 2012(H24). 3.12 再審請求</p>
⑤ 確定審の裁判所の判断	<ul style="list-style-type: none"> ① 申立人の自白に至るまでの取調べが自白の任意性に疑いを抱かせるほどの強制的なものであったとは認めがたく、申立人の捜査段階における自白は任意性が認められる。 ② 申立人の公判廷における自白の任意性を疑わしめる事情は認められず、同自白も任意性が認められる。 ③ 申立人の自白は、犯行の概略を相当具体的かつ詳細に述べており、3点を除き基調となるべき部分に一貫性があり、けん銃等の不法所持など重要事実を自発的に併せて自白するなどしており、信用性が認められる。 ④ 3点の供述の重要な変更は、申立人が観念して本当のことを言う気になったためなされたもの。 ⑤ 秘密の暴露も存在している。 ⑥ 申立人がポリグラフ検査において特異反応を示したことは、自白の信用性を担保すべき事情である。 ⑦ 申立人の捜査段階における自白が虚偽である旨の公判廷供述は、到底措信しがたい。

⑥ 主要な新証拠の内容

- ① 申立人が被害者を刺した切出小刀に巻き付けて犯行後に焼却したと自白していたシャツの切れ端が存在することに関する証拠（完全なシャツ全体が復元される同シャツの布片5片、同シャツの布片5片を合わせると完全なシャツ全体が復元される状況をビデオ撮影したビデオデータなど）
- ② 被害者の創傷は確定判決で凶器とされた切出小刀では生成されないことに関する証拠（被害者の創傷は切出小刀では生成できない創傷であるなどの見解が記載された大野曜吉教授の鑑定書など）
- ③ 致命傷になった創傷は直接被害者の頸部の肌を刺したものの、被害者が倒れた後に刺したことはないなどという犯行態様についての申立人の自白ないし供述が、被害者の着衣や創傷などの客観的状況と矛盾していることに関する証拠（致命傷となった創傷は着衣の上から刃物が刺入されてできた創傷であるなどの見解が記載された大野曜吉教授の鑑定書、被害者の創傷の一部は被害者が倒れているときに形成されたと考えられるなどの見解が記載された恒成茂行教授の回答書など）
- ④ 確定判決が秘密の暴露にあたるとした事項が秘密の暴露とはいえないことに関する証拠（秘密の暴露があったとされる日より前に捜査官から秘密の暴露に係る事項を聴取された旨の証人Aの宣誓供述書）
- ⑤ 申立人に対し実施されたポリグラフ検査の結果は信頼できないことに関する証拠（質問の設定が適切ではないなどの見解が記載された越智啓太教授の意見書など）



シャツの左袖は、熊本地検に保管されていた

⑦ 再審の経過

「③事件の特色」で記載した矛盾点などを指摘して、2012年（平成24年）3月12日、再審請求を申し立てた。同年10月12日、検察官から意見書が提出され、その概要は次のとおりであるが、いずれも筋の通らない主張であった。

- ① 焼却されたはずのシャツの切れ端が残存しているも、申立人が他の布切れを巻き付けていないとまではいえないとの主張。
- ② 申立人が凶器として用いたと自白した切出小刀の形状と被害者の創傷との矛盾については、大野教授が鋭く指摘した鑑定の問題点なども当然考慮の上で鑑定がなされているなどと、根拠のない主張。
- ③ 申立人は犯行態様などを詳細に記憶しうる状況になかったなどとして、犯行態様に関する申立人の自白ないし供述が客観的状況と矛盾しているも当然であるかのような主張。
- ④ 秘密の暴露が秘密の暴露たり得ない点については、「取調官が…事実を知っていても誘導や押し付けがなされていない場合」は秘密の暴露としての価値に変化が生じるものではないと、最高裁鹿兒島夫婦殺し事件判決で明示された秘密の暴露の定義に反する独自の見解。
- ⑤ 申立人の自白が捜査の進展に合致する形で変遷するなど変遷が顕著な点については、申立人が併存可能な事象を異なる側面から述べているにすぎない、表現の仕方の問題などと、筋が通らない主張。
- ⑥ 申立人に実施されたポリグラフ検査に係る鑑定書の問題点を鋭く指摘する越智教授の意見書については、同鑑定書に問題があるという結論を導き出すことを目的として作成された不公正なものであるなどと、失当な主張。

2013年（平成25年）2月18日、上記検察官の意見書に対して、ポリグラフ検査に関する部分を除き、弁護団は、反論の意見書（1）を提出した。反論の意見書（1）において、検察官の開き直った主張は許し難いこと、検察官の主張は失当であることなどを指摘し、確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じていることをより明らかにした。

同年4月30日、上記検察官の意見書に対し、ポリグラフ検査に関する部分につき、弁護団は、反論の意見書（2）を提出した。反論の意見書（2）において、ポリグラフ検査の結果は証拠としての許容性を欠いていることなどを指摘し、ポリグラフ検査の結果が自白の信用性を担保すべき事情たり得ないことを明らかにした。

同年5月28日、検察官から、上記弁護団の反論の意見書（1）に対する反論の意見書が提出された。

同年6月21日、第3回三者協議において、裁判所が検察官に対し、弁護人が開示を求めていた証拠の大半について、任意に開示することを検討するよう促した。同月28日、検察官から、上記弁護団の反論の意見書（2）に対する反論の意見書が提出された。

<p>⑧再審が明らかになった事項・問題点</p>	<p>検察官が意見書に添付して新たに開示した証拠により、犯行場所となった部屋の隣の廊下に点々と付いていた血液様のものが人血であることが確認されていたこと、及び、コタツに入った状態で死亡していた被害者が履いていた靴下と被害者宅の靴箱にあった靴の内側に被害者と同じ血液型の血液の付着が確認されていたことが判明した。</p> <p>これら新たに判明した事実は、申立人の自白では説明がつかない事実である。検察官は、この点についても、前述の「③事件の特色」で記載した焼却されたはずのシャツの切れ端と同様、意図的に伏せて証拠隠しを行い、裁判所の正しい判断を妨げたとわざるを得ない。</p> <p>えん罪を晴らすためにも、真相を明らかにするためにも、十分な証拠開示は必要不可欠である。</p>
<p>⑨最近のトピック</p>	<p>弁護団は、熊本の若手弁護士6人が加わり、18人となった。2013年（平成25年）4月には、財田川事件以来再審事件に関わっているベテランの弁護士にも参加してもらい合宿を行うなど、早期に再審開始決定、再審無罪判決を獲得すべく積極的な活動を行っている。</p>

無罪確定事件② 足利事件—再審弁護の苦悩と歓喜 佐藤博史（第二東京弁護士会）

足利事件の控訴審で弁護人になった1993年9月、私は44歳だった。無罪判決を受けた2010年3月、61歳になっていた。その17年間に、私は3回敗れた。1996年5月の東京高裁の控訴棄却判決、2000年7月の最高裁の上告棄却決定、2008年2月の宇都宮地裁の再審請求棄却決定である。

もっとも辛かったのは、2008年の再審請求棄却決定である。同じ少女誘拐殺人死体遺棄事件の島田事件で大蔵敏彦先生が35年の歳月を費やされたと知っていた私は、再審弁護の苦しみは理解しているつもりだった。足利事件の弁護を始めてまだ15年しか経っていない。しかし、これから先の20年を思うと、絶望するしかなかった。果たしてあと20年私は生きられるのか。

5日間で即時抗告申立書を書き上げ、東京高裁に即時抗告したものの、ゴール直前でスタート地点に突き落とされた思いから抜け出すことは容易ではなかった。ところが、東京高裁は、再審請求棄却決定からわずか10か月後の2008年12月、DNA再鑑定命令を下した（私は2009年5月からスタートする予定だった裁判員制度が後押ししてくれたと信じている）。

「菅家さんは間違ったDNA鑑定で有罪とされたが、正しいDNA鑑定が菅家さんの無実を明らかに

する」と1996年以来主張してきた正しさが明らかになったのは、このDNA再鑑定命令によってである。そして、2009年5月、DNA再鑑定が菅家さんの無実を明らかにした。その後は、同年6月の刑の執行停止による釈放、その後の再審開始決定、2010年2月の検察官が無罪を主張し謝罪した論告、同年3月の裁判官3名が起立して謝罪した判決公判、と異例づくめが続いた。

松尾浩也先生に「60歳になったのに、何もしていないことに気がきます」と嘆いたところ、「60歳からは人生の収穫期です」と励まされた。報われないのを覚悟のうえで長い道のりの弁護、「苦悩と歓喜」、それが再審弁護だと思う。



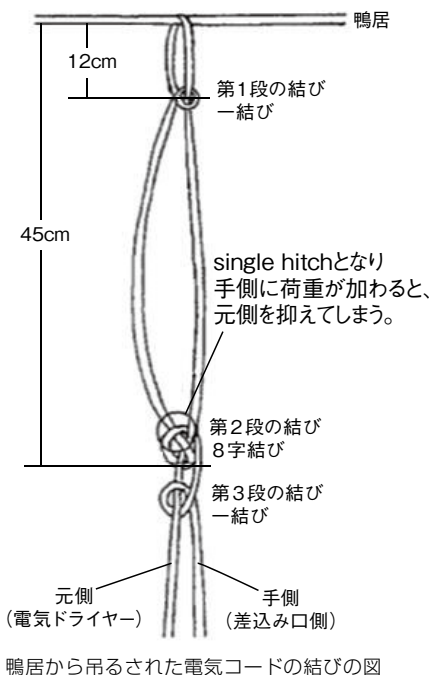
判決を受け、喜ぶ菅家氏と弁護団

■ 福井女子中学生殺人事件 ■

(2013年8月31日現在)

① 罪名等	殺人／懲役7年・2003年（平成15年）3月5日刑期終了により釈放（刑期終了時37歳）
② 事件の概要	1986年（昭和61年）3月19日午後9時40分頃、福井市内のアパートで、その日卒業式を終えたばかりの女子中学生（15歳）が、顔面を中心に50数か所滅多刺しにされる等の方法で惨殺された。同年10月頃、別件で裁判中のAが前川彰司氏（当時21歳）が犯人であると供述した。当初から不明確な情報であったため、捜査は混迷を極め、翌年3月29日に前川氏が逮捕された。前川氏は一貫して否認を貫いたが、捜査側が鑑定留置をして時間を稼ぎ、毛髪鑑定を用意するなどして、事件発生から1年4か月後の1987年（昭和62年）7月13日、前川氏を殺人で起訴した。
③ 事件の特色	<ol style="list-style-type: none"> ① 本件は、殺人事件につき、第一審が無罪判決、控訴審が有罪判決という経過を辿っており、2011年（平成23年）11月には再審開始決定が出ている。 ② 前川氏の犯行を直接裏付ける物証が皆無（血痕、指紋、足跡等）。 ③ 暴力団員であったAが、自身の事件の勾留中に、減刑を求めて、本件事件の情報提供を関係者に要請していた。 ④ 捜査機関がAの供述に基づき、捜査を進めたところ、事件に無関係の者が誤認逮捕された。 ⑤ A以外の多くの関係者が、取調べ当初は、事件への関与を否定していた。 ⑥ 関係者の目撃証言はいずれも変遷を繰り返し一貫せず、A供述の変遷と連動して一斉に変遷している（変遷の一致性）。 ⑦ 犯行態様は執拗かつ残忍であり、第三の凶器が存在することもあって、複数犯のリンチと考えるのが相当であり、前川氏によるシンナー中毒中の突発的激情的な犯行とは考えにくい。 ⑧ そもそも前川氏と被害者の接点すら全く存在しない。
④ 裁判の経過	<p>1986(S61). 3.19 事件発生 1987(S62). 7.13 起訴 1990(H 2). 9.26 第一審・福井地裁 無罪判決 1995(H 7). 2. 9 控訴審・名古屋高裁金沢支部 懲役7年判決 1997(H 9).11.12 最高裁 上告棄却決定 2004(H16). 3.19 日弁連が再審支援を決定 2004(H16). 7.15 再審請求 2011(H23).11.30 名古屋高裁金沢支部再審開始決定（伊藤新一郎裁判長） 2013(H25). 3. 6 同異議審 名古屋高裁 再審開始取消決定（志田洋裁判長） 弁護団は、特別抗告。最高裁第二小法廷（千葉勝美裁判長）係属中</p>
⑤ 確定審の判断	<ol style="list-style-type: none"> ① 目撃証人6人の証言は、供述に変遷や相互矛盾はあるが、核心部分は大筋で一致し、信用できる。 ② 前川氏の使用車両や立寄先に血痕等の証拠が発見されなくとも不自然ではない。 ③ 物証がなくとも、前川氏の犯行を直接裏付ける物証がないことを意味するにとどまり、目撃証言の信用性には問題がない。
⑥ 主要な新証拠の内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 被害者に残された創傷を分析し、現場に遺留された2本の包丁以外に、現場に遺留されていない第三の凶器が存在するとの押田茂實教授の意見書、解剖時の写真、ネガフィルム等 ② 被害者に対する攻撃態様や犯行現場の状況から推定される犯人像と、確定判決が認定した犯人像が異なるとの内藤道興博士の鑑定書、現場検証時の写真、ネガフィルム等 ③ 犯行現場との往復に使用したとされた車のダッシュボードにルミノール反応が認められないことについて、ルミノール反応の精度を示して、当該車が使用されたとの認定に疑いを生じさせるとする押田茂實教授の鑑定書 ④ 関係者らの初期供述はことごとく否認や曖昧なものであること、関与を認めた後の供述はA供述の変遷と軌を一にして変遷していること（供述変遷の一致性）を示す関係者らの供述調書（再審段階の証拠開示勧告を受けて提出された）

<p>⑦ 再審の経過</p>	<p>① 現場に遺留された2本の包丁以外に第三の凶器が存在するとの点について、開始決定は、刃物による創口の長さは使用された刃物の刃幅と同じかこれより長くなるのが法医学上の原則であり、被害者に生じた刃物による創傷のうちの2箇所については現場で遺留された2本の文化包丁では成傷できず、これに関する確定判決の認定には動揺が生じているといわざるを得ないとして、第三の凶器に関する証拠についての明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、創傷の長さとの刃物の刃幅の間に数値上の矛盾があることは認められたものの、測定誤差の可能性と刺突状況を根拠に第三の凶器が使用された可能性を否定した。</p> <p>② 被害者に対する攻撃態様や犯行現場の状況から推定される犯人像と、確定判決が認定した犯人像が異なるとの点について、開始決定は、本件の犯行態様はガラス製灰皿による殴打、カーペットコードによる絞頸、複数の刃物による刺突という複雑な手口であること、被害者の顔面にビニールをかけて何種類もの刃物で顔ばかり集中して刺し、そのほとんどが浅い切傷であること、死体上方の鴨居にヘアドライヤーコードが首吊り用の輪を使って吊り下げられており、首吊りを偽装したものと考えられることなどから、本件が怨恨に基づく犯行であることを示していると指摘した。その上で、本件犯行は、合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が多々認められ、吸引したシンナーの影響によって心神耗弱状態に陥った者が激昂して起こした犯行であるとした確定判決の認定には、疑問が生じるとして、証拠の明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、新証拠が、犯人像が異なる根拠とした諸事実を、個々別々に切り離れたうえ、例えば、ヘアドライヤーコードによる首吊り偽装の疑いについて、「この事実をもって犯人が首吊りの偽装工作を試みたとは限らない」、「ヘアドライヤーコードの吊り下げと本件犯行との関係は明らかでない」として、新証拠の証拠価値を否定した。</p> <p>③ 犯行現場との往復に使用したとされた車のダッシュボードにルミノール反応が認められないとの点について、開始決定は、事件の1年前に付着した別人の血痕が残っていることを示す鑑定結果回答書等の関連証拠を総合して、事件当時にダッシュボードに血液が付着していたとの事実合理的な疑いが生じているとして、新証拠について明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、開始決定は、押田茂實教授の鑑定実験の方法と、確定判決の前提とする血痕の付着状況、血痕の拭取状況、証拠により認められる清掃、保管、使用状況との条件の違いについて十分に検討を加えておらず、証拠の評価を誤っていると判断して、明白性を否定した。</p> <p>④ 関係者らの供述がA供述の変遷と軌を一にして変遷しているとの点について、異議審決定は、確定判決の挙げた変遷の理由が合理的であるとして、明白性を否定した。</p>
<p>⑧ 再審が明らかになった事項・問題点</p>	<p>① 物証を軽視して見込み捜査を先行させることの危険性（捜査の長期化）</p> <p>② 警察の捜査に対する検察のチェックが全くなかったこと（警察の暴走の危険性）</p> <p>③ 検察官による証拠隠しの危険性（審理冒頭に十分な証拠開示を行うことの重要性）</p> <p>④ 被疑者のみならず、参考人に対する取調の可視化も必要であること</p> <p>⑤ 新証拠の明白性に関して、異議審決定が不当に高度なものを求めたこと</p>
<p>⑨ 最近のトピック</p>	<p>弁護団は、異議審決定に対して、特別抗告を申立て、審理の場は、最高裁判所に移っている。</p>



■ 東住吉事件 ■

(2013年8月31日現在)

① 罪名等	<p>現住建造物等放火、殺人及び詐欺未遂/無期懲役・朴龍皓氏大分刑務所服役中（現在47歳）、青木恵子氏和歌山刑務所服役中（現在49歳）</p>
② 事件の概要	<p>1995年（平成7年）7月22日午後4時50分頃、朴龍皓氏及び青木恵子氏らが生活していた大阪市東住吉区内の自宅において火災が発生し、小学6年生の女儿（青木恵子氏の前夫との子）が焼死した。</p> <p>警察は、朴龍皓氏及び青木恵子氏が共謀の上、被害女儿に掛けていた保険金を得る目的で放火殺人を行ったものと判断した。そして、同年9月10日、朴龍皓氏及び青木恵子氏は任意同行の名目で連行され、違法な取調べによって、両名とも一旦は犯行を自白するに至った。</p> <p>しかし、朴龍皓氏及び青木恵子氏は、そもそも本件火災は放火によるものではなく、車庫内に駐車していた車両から漏れ出たガソリン蒸気が風呂釜の種火に引火して発生した火災事故であると主張しており、犯人性はもとより、事件性そのものを争っている。</p>
③ 事件の特色	<p>本件火災が朴龍皓氏の放火によるものであることを示す物的証拠は何一つ存在せず、直接証拠としては朴龍皓氏及び青木恵子氏の捜査段階における自白があるだけである。しかし、朴龍皓氏の自白は、内容が不自然、不合理である上、変遷も著しく、秘密の暴露もなく、青木恵子氏の自白とも矛盾している。</p> <p>特に、放火方法について言えば、朴龍皓氏の自白では「ガソリン約7.3リットルを車庫の床面に撒き、ライターに火をつけてガソリンに近づけたところ、着火した」とされている。しかし、そのような方法で放火を行った場合、点火者である朴龍皓氏が火傷を負わないことはあり得ない。また、それだけ大量のガソリンが着火した場合、酸素不足によって大量の黒煙が発生するはずであるが、本件火災の目撃者はそのような黒煙を見ておらず、当時の火災状況とも矛盾する。さらに、火災発生当時、風呂釜の種火がついており、朴龍皓氏が約7.3リットルのガソリンを撒き切るまでに、気化したガソリンが風呂釜の種火に引火するため、そもそも朴龍皓氏がライターで点火することは不可能である。</p>
④ 裁判の経過	<p>1995(H 7). 7.22 事件発生</p> <p>【朴龍皓氏の確定審の経過】</p> <p>1999(H11). 3.30 第一審（大阪地裁）判決 無期懲役</p> <p>2004(H16).12.20 控訴審（大阪高裁）判決 控訴棄却</p> <p>2006(H18).11. 7 上告審（最高裁）判決 上告棄却</p> <p>2006(H18).11.24 判決訂正申立て棄却</p> <p>【青木恵子氏の確定審の経過】</p> <p>1999(H11). 5.18 第一審（大阪地裁）判決 無期懲役</p> <p>2004(H16).11. 2 控訴審（大阪高裁）判決 控訴棄却</p> <p>2006(H18).12.11 上告審（最高裁）決定 上告棄却</p> <p>2006(H18).12.22 異議申立て棄却</p> <p>【再審の経過】</p> <p>2009(H21). 7. 7 朴龍皓氏が再審請求</p> <p>2009(H21). 8. 7 青木恵子氏が再審請求</p> <p>2011(H23). 6.16 両名の再審請求事件を併合</p> <p>2012(H24). 3. 7 請求審（大阪地裁）決定 再審開始</p> <p>2012(H24). 3.12 検察官から即時抗告の申立て</p> <p>2012(H24). 3.29 刑の執行停止決定（大阪地裁）</p> <p>2012(H24). 4. 2 刑の執行停止決定の取消決定（大阪高裁）</p> <p>2012(H24). 7.12 日弁連が再審支援を決定</p> <p>2012(H24). 9.18 刑の執行停止決定の取消決定に対する特別抗告棄却（最高裁）</p>



火災が発生したガレージ内の状況

<p>⑤ 確定審の裁判所の判断</p>	<p>① 本件火災の原因については、人為的原因（放火、失火）、風呂釜の種火からの引火、自動車からの自然発火が想定されるが、朴龍皓氏による放火以外の可能性は極めて低い。 なお、風呂釜の種火からの引火については、本件火災後も風呂釜には異常はないし、仮に車庫内に駐車していた車両からガソリンが漏れたとしても、風呂釜と車両の位置関係からいって、そのガソリンに風呂釜の種火が引火することは不可能である。</p> <p>② 朴龍皓氏及び青木恵子氏の捜査段階における自白には任意性がある（違法な身柄拘束や取調べは認められない）。</p> <p>③ 朴龍皓氏及び青木恵子氏の捜査段階における自白には信用性がある。</p> <p>④ 青木恵子氏の確定判決は、朴龍皓氏及び青木恵子氏が車庫内での出火という場に直面しながら、火災の拡大に対する速やかな対応をしているとは認め難く、風呂場にいる被害女兒が逃げ遅れて死に至ることを回避しようという積極的な姿勢もうかがわれないことを指摘し、朴龍皓氏が本件火災の原因となる放火をし、これについて青木恵子氏が何らかの関与をしている疑いが強いとしている。</p>
<p>⑥ 主要な新証拠の内容</p>	<p>① ガソリンを満杯にした場合に車両からガソリンが漏出する可能性があることを示す新証拠 大阪市消防局の火災事例集、伊藤昭彦教授の鑑定意見書</p> <p>② 車両から漏出したガソリンが風呂場の種火に近い位置で気化した場合に引火することを示す新証拠 伊藤昭彦教授の鑑定意見書、米国火災専門家の意見書、米国消費者製品安全協会担当者の意見書</p> <p>③ 朴龍皓氏の自白による放火方法が現実的にはあり得ないことを示す新証拠（模擬車庫を築造して燃焼再現実験を行った） 小山町旧実験（着火者が重度の火傷を負わずにすむことはあり得ない）、小山町新実験（ガソリンを撒いている間に気化ガソリンが風呂場の種火に引火する）</p> <p>④ 朴龍皓氏の自白による放火方法によれば、車両下床面に置いた給油ポンプが残存する（これは、本件火災後、車庫内から給油ポンプが発見されていないことと矛盾する）ことを示す新証拠 伊藤昭彦教授の鑑定意見書、小山町旧実験、小山町新実験</p>
<p>⑦ 再審の経過</p>	<p>① 本件の証拠構造に関しては、再審開始決定は、本件犯行と朴龍皓氏及び青木恵子氏を結びつける直接証拠は両名の自白だけであり、その中でも朴龍皓氏の自白の信用性が中心に検討され有罪判決に至っているのであるから、両名の自白（特に朴龍皓氏の自白）の信用性が揺らげば確定判決の有罪認定も動揺する証拠構造にあると判断した。</p> <p>② 朴龍皓氏及び青木恵子氏の自白の任意性・信用性に関しては、再審開始決定は、まず罪体の中心部分であり、朴龍皓氏の自白の核心部分である放火方法について検討を加えている。具体的には、朴龍皓氏の自白に基づく放火方法による燃焼再現実験（小山町新実験、2011年5月20日）によれば、朴龍皓氏の自白には以下のような疑問が生じたと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朴龍皓氏の自白どおりガソリンを撒けば、ガソリン蒸気が風呂釜種火に引火して燃焼が開始するため、同人がライターで点火する余地はない。 ・ 朴龍皓氏の自白が真実であれば、点火後直ちに炎が上がり、激しく燃焼するため、頭髪を焦がす程度にとどまることはあり得ず、その過程で何らかの火傷を負うのが自然である。 ・ 朴龍皓氏の自白によれば、車両下に置いたとされる給油ポンプがそれと分かる形で残存するはずであるが、本件火災後、車庫内から給油ポンプは発見されていない。 ・ 小山町新実験では、引火後直ちに火炎が上がり、火炎は車両を超えて高く上るなどして激しい燃焼が始まるとともに、黒煙が実験小屋内に充満したが、これは朴龍皓氏の自白で述べられている燃焼状況や近隣住民の目撃供述から認められる本件火災の客観的状況と矛盾する。 <p>その上で、改めて朴龍皓氏の自白の信用性を検討したところ、青木恵子氏との共謀や本件犯行の動機、殺害方法の選択といった重要部分について不自然、不合理な点や変遷などが見られ、客観的裏付けや秘密の暴露もないとして、その信用性を否定した。そして、朴龍皓氏の自白と符合することを主な理由として信用性が認められていた青木恵子氏の自白についても、信用性を否定した。</p> <p>これに対し、検察官は、小山町新実験の再現忠実性に疑問を呈し、その弾劾を図るべく、即時抗告審において新たな燃焼実験を実施した（2013年5月27日～29日）。しかし、検察官が実施した燃焼実験でも（3回実施されたが、その全てにおいて）、約アリットルのガソリン全量を撒き終わらない段階で、ガソリン蒸気が風呂釜種火に引火し、直ちに炎が上がって激しく燃焼するという結果が生じており、小山町新実験の正しさがより一層明らかとなった。</p>

⑦ 再審の経過	<p>他方、即時抗告審においては、裁判所の勧告を受けて、検察官から取調べメモ等の証拠が開示されたが、それを検討したところ、朴龍皓氏の取調べを行った捜査官が取調べ状況に関して偽証をしている疑いが濃厚となり、青木恵子氏の取調べにおいても、その健康状態に配慮しない取調べや執拗に大声で怒鳴る暴力的な取調べ等、違法かつ苛酷な取調べが行われていたことが判明した。これは、朴龍皓氏及び青木恵子氏の自白の任意性に関わる重要な事実であることから、弁護団はその旨の主張を補充した。</p> <p>③ 本件火災の原因に関しては、再審開始決定は、仮に何らかの原因で車両からガソリン液体が床面に漏れたり、ガソリン蒸気が漏洩したりした場合、ガソリン蒸気が風呂釜種火に引火して発火に至る可能性は否定できないと判断した。</p> <p>④ 火災発生後の朴龍皓氏及び青木恵子氏の言動（青木恵子氏の確定判決が、朴龍皓氏及び青木恵子氏の犯行であることを示す状況証拠として指摘している事実関係）に関しては、再審開始決定は、両名が犯人であることと矛盾しないという程度の証明力を持つにとどまり、両名が犯人でなければ合理的に説明できない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係とは到底いえないと判断した。</p>
⑧ 再審が明らかになった事項・問題点	<p>① 供述依存裁判の危険性</p> <p>② 代用監獄の危険性（異常な再移監）</p> <p>③ 証拠隠しの危険性（証拠開示の重要性）</p> <p>④ 科学的検証の不可欠性</p>
⑨ 最近のトピック	<p>即時抗告審の審理も大詰めを迎えている。今度こそ再審開始決定を確定させ、朴龍皓氏及び青木恵子氏を獄中から救出するため、一丸となって臨んでいる。</p>

無罪確定事件③ 東電OL殺人事件—正義は必ず勝つ 神山 啓史（第二東京弁護士会）

「正義は必ず勝つ」そう信じていた少年時代。いつしか「正義が勝つとは限らない」と思うようになっていた57歳。東電OL殺人事件は、「あきらめなければ」正義は必ず勝つんだということを思い起こさせてくれました。当番弁護士としてゴビンダさんと出会って15年、妻と娘のいるネパールに帰りたいという思いを「やっと」かなえられて、心底「ほっ」としました。

人権擁護委員会の再審部会に関わらせてもらったのは弁護士3年目の時。イロハを教えてもらった岡部保男先輩、足利事件を一緒にやることになった佐藤博史先輩と出会ったのもその時です。再審弁護団会議に出て、次々報告される大先輩の話の聞くだけでも、「俺もやるぞ」と思ったものです。

再審弁護団が力を発揮するのはチーム力です。



無罪判決後の記者会見にて（写真中央、神山弁護士）

第1に、とことん議論することです。ベテランは経験に基づいて、若手は何事にもとらわれない新鮮な感覚で、ああでもない、こうでもない、行きつ戻りつの中で、これまで考えつかなかった活動の方向性を見つけ出すことは決して少なくありません。

第2に、とことん調査することです。法医学者、心理学者はもとより、物理の教授、化学の教授、企業担当者に会いに行き話を聞きます。弁護団に報告すると、「もう一度聞きに行け」と言われて、また行きます。調査してすぐ証拠にということはずありませんが、ふり返るとすべてが役立っています。

第3に、共に戦う仲間がいることです。仲間がいるから投げ出さないで頑張れる。東電OL殺人事件も、そんな仲間がいたからこそDNA鑑定の結果まで踏ん張れたと思います。

一方、参加するには覚悟もいります。弁護団の一員ではあるけれども、自分の人生をかけた事件として取り組む覚悟がいります。そんな事件と出会ってみませんか。

どうです、魅力ある仕事とは思いませんか。

再審は責任も重いけれども、やりがいも大きいものです。再審弁護団にぜひ参加してください。今、若い力が求められています。

■ 姫路郵便局強盗事件 ■

(2013年8月31日現在)

① 罪名等	<p>強盗/懲役6年・2009年（平成21年）1月17日刑期終了により釈放（刑期終了時32歳） * 「④裁判の経過」参照</p>
② 事件の概要	<p>2001年（平成13年）6月19日午後3時頃、兵庫県姫路市の郵便局に、雨合羽及び目出し帽等を着用し、模造拳銃を持った二人組の黒人男性が押し入り、現金200万円余りを強取した。この際、犯人のうちの一人が、目出し帽を郵便局内に落としていった。強盗犯人らが犯行に使用した車両、焼切られたナンバープレート等が、申立人が使用していた倉庫から発見され、犯行発生時刻から約2時間後には、申立人が警察署に連行され、翌早朝、緊急逮捕された。申立人が逮捕されたことを知り、本件犯行の共犯者であり、申立人と親族関係にあったAは、警察に出頭し、逮捕された。</p> <p>申立人は一貫して無実を主張し、共犯者Aも申立人は犯人ではなく、真犯人はBというナイジェリア国籍の男性である旨主張したが、裁判では、申立人が犯人であるとされた。</p>
③ 事件の特色	<p>本件では、申立人と犯人とを直接に結び付ける証拠は、存在しない。 申立人は、一貫して無罪を主張し、共犯者Aも、申立人の無罪を主張した。</p> <p>本件は、申立人が使用していた倉庫から、犯行車両や被害金、犯人らが犯行時に着用していた目出し帽、雨合羽、軍手等が、犯行時刻に近接した時間に発見され、かつ当該倉庫の出入り口が施錠され、申立人以外に自由に入出入りできる人物がいなかったことが、申立人を犯人とする大きな根拠となっている。これに対して、申立人は、倉庫の出入り口は施錠されておらず、当時も自由に入出入りできたと主張している。</p> <p>郵便局内に遺留された目出し帽には、乳白色の付着物、毛髪等が残されており、それらについてはDNA型鑑定等の科学的調査がされていると考えられるが、公判で検察官は、申立人と犯人が同一であることを裏付ける指紋等の科学的証拠は存在しないと述べ、科学的証拠の提出が一切されなかった。しかし、その後、犯人が郵便局内に遺留した目出し帽に残された毛髪の形態と申立人及び共犯者Aの毛髪の形態の異同鑑定がされていたことが明らかとなった。</p> <p>申立人は、本件犯行発生時刻のアリバイがあったが、これを裏付ける友人が不法滞在者であったなどの理由により、アリバイの立証が出来なかった。</p> <p>郵便局内に設置されていた防犯ビデオ及び公判に提出された真犯人の顔を撮影したオービスの写真は、捜査機関によって改ざんされた可能性がある。</p> <p>申立人は、検察庁から押収品の還付を受けた際、強盗犯人が着用していた雨合羽や目出し帽の交付も受けた。これにより、これらの付着物について、DNA型鑑定をすることができた（検察事務官は、証拠品還付手続きの不備を理由に処分を受けた）。</p> <p>申立人は、外国籍であるため、懲役1年以上の判決を言い渡されたことを理由に退去強制令書を発付された。現在は、当該処分の取消を求める裁判も係属中である。</p>
④ 裁判の経過	<p>2001(H13). 6.19 事件発生 2004(H16). 1. 9 第一審（神戸地方裁判所姫路支部）懲役6年 2005(H17).11.24 控訴審（大阪高裁）懲役6年 2006(H18). 4.19 最高裁 上告棄却により、懲役6年の有罪判決が確定 2009(H21). 1.16 退去強制令書発付 2009(H21). 1.17 大阪入国管理局に収容される 2009(H21). 2.17 仮放免許可 2009(H21). 7.13 退去強制令書発付処分等取消訴訟提訴 2011(H23). 7.22 取消訴訟第一審 請求棄却 2011(H23). 7.27 取消訴訟につき控訴 2012(H24). 3. 2 再審請求 2013(H25). 4.19 日弁連が再審支援を決定</p> <p>※申立人は、刑期終了の2009年1月17日に、刑務所から直接入国管理局に移送され、引き続き身体拘束を受けた。申立人が最終的に解放されたのは、仮放免の許可を得た同年2月17日である。</p>



犯人が着用していたとされる目出し帽

⑤ 確定審の裁判所の判断	<p>【第一審】</p> <p>犯行に使用された車は、申立人が購入して、倉庫に置いていた車両であり、当該車両に取り付けられていたナンバープレートも申立人が購入した別の車両のナンバープレートであったこと、事件後に、当該車両は、申立人の倉庫内に止められており、取り外されたナンバープレートも倉庫内に置かれていたこと、被害金が倉庫内に隠されており、犯行に使用された雨合羽や靴等も倉庫内から発見されていること、に加えて、申立人の倉庫は、申立人が管理し、仕事のために使用していたのであり、他の者が申立人の了解の無いまま、倉庫内の物を利用して犯行を行ったり、犯行後に証拠物の隠匿等をする事は容易ではない。</p> <p>他に、申立人の管理下にある事務所内の物を用いて、申立人以外の者が犯行を行い、証拠物を倉庫内に隠匿したとの合理的な疑いが生じるような事情は見受けられない。</p> <p>Bが共犯者であるという共犯者Aの供述は、信用できず、犯行を否認する申立人の供述も信用できない。</p> <p>【第二審】</p> <p>共犯者A及び申立人の供述は信用できず、申立人にアリバイが成立するとの疑いもない。</p> <p>申立人以外の者が本件犯行の共犯者であると疑うべき事情も窺われない。</p> <p>原審公判審理中に、申立人が、検察官に対して本件犯行に関わる供述をしたことは、申立人が本件犯行の犯人であることを支えるものといえることができる。</p>
⑥ 主要な新証拠の内容	<p>① DNA型鑑定（押田鑑定）</p> <p>犯人が犯行時に着用していた二つの目出し帽に付着していた乳白色の付着物から検出されたDNA型は、いずれも申立人のDNA型とは一致しなかった。</p> <p>② 毛髪の異同鑑定書</p> <p>郵便局に遺留された目出し帽から発見された毛髪の形態と申立人及び共犯者Aの毛髪の形態は、何れも類似点が乏しく、同一とは言えない。</p> <p>③ 犯人が使用した靴のサイズと申立人の足のサイズが異なること</p> <p>犯人らの使用した靴のサイズは、26.5及び27であるが、申立人の足のサイズは28.5である。</p>
⑦ 再審の経過	<p>2013年（平成25年）4月15日、検察官から反論の意見書が提出された。</p> <p>① DNA型鑑定については、2001年（平成13年）当時、目出し帽の鑑定を科捜研に依頼した時には、目出し帽に乳白色の付着物は存在しなかった。したがって、当該付着物は、証拠物を保管している過程で汚染された可能性が考えられ、鑑定は信用できない。</p> <p>② 毛髪の異同鑑定書については、目出し帽に残されていた毛髪が犯人のものであるかどうか分からず、犯人の毛髪であることを前提にしている申立人の主張は失当である。</p> <p>③ 共犯者Aは、足のサイズが29であったにもかかわらず、26.5の靴を履いて犯行に及んだと供述している。申立人も、実際よりも小さいサイズの靴を履いていた可能性は十分に考えられる。</p>
⑧ 再審が明らかになった事項・問題点	<p>① DNA型鑑定について、鑑定人の信用性を含め、徹底的に争う姿勢であること。</p> <p>② 申立人は、検察官による証拠隠し、改ざんの存在を指摘しているが、検察官は、これを認めず、証拠開示についても消極的な姿勢であること。</p>
⑨ 最近のトピック	<p>テレビ朝日系列「ザ・スクープ」（2012年11月放送）など、複数の番組で、本件事件が取り上げられた。</p> <p>本件は、捜査機関による証拠改ざん等の違法行為が介在する事件であり、えん罪の実刑判決により、申立人が退去強制命令を受けたことで、申立人が家族離散の危険に直面している事件である。</p>

第3章

えん罪根絶に向けて—今後の課題—

過去の再審無罪事件や再審を巡る現在の状況を見ると、裁判所は、警察・検察の違法な捜査・公判活動をチェックすることができず、時には非常識とも言える判断を行って、多くのえん罪事件を生み出し、**「疑わしきは被告人の利益に」**の原則が空洞化していると言わざるを得ない。

従って、えん罪を根絶するためには、検察官の有罪立証を厳しくチェックできるよう、捜査過程全般を検証する手段が制度的に保障される必要がある。具体的には、以下のことが最低限必要である。

1. 取調べ全過程の録画・録音、安易な身体拘束の禁止、取調べの弁護人立会権の保障

裁判所は、自白調書をはじめとする供述調書に大きく依存している。しかし、裁判所が供述調書の呪縛から逃れて、供述の任意性や信用性を的確に判断できるようにするには、取調べの録画・録音が必要である。現在、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会では、一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度案などが検討されているが、取調べ状況を事後的に検証することを可能にするためには、取調べの全過程の録画・録音が不可欠である。

また、違法・不当な取調べを根絶するためには、その温床となっている身体拘束制度の抜本的な改革が必要であって、その要件や運用の厳格化を図るなど、安易な身体拘束は禁止されなければならない。また、取調べに弁護人が立ち会うことも権利として保障される必要がある。

2. 科学的証拠の内容を検証する機会の保障

科学的証拠については、専門的知見を有していない裁判所がその正確性や信頼性を適正に評価することが困難であるため、結論を鵜呑みにする危険性がある。その一方で、科学的証拠の内容を歪めて解釈する、あるいは専門家の意見を離れて独自に判断するという危険性もある。

従って、科学的証拠については、全てのデータや資料を開示するとともに、再鑑定を行って当該科学的証拠の内容を検証するなど、他の専門家の評価を受ける機会が制度的に保障される必要がある。

3. 全面的証拠開示の制度化

えん罪事件では、被告人にとって有利な証拠が隠されていることが少なくない。しかし、弁護人には、どこにどのような証拠があるかすら明らかではない。また、再審では、証拠開示のルールを定めた明文の規定がないため、今なお証拠開示に消極的な裁判所も見受けられる。

従って、弁護人への証拠の標目一覧表の交付を速やかに実現するとともに、捜査機関が作成または入手した全ての証拠を開示する全面的証拠開示を制度化することが不可欠である。また、捜査機関の保管する鑑定資料については、これを適正に保管した上で、弁護人の請求によって鑑定を実施できるよう制度的に保障することも必要である。

4. 再審開始決定に対する不服申立ての禁止

再審事件では、検察官の不服申立てによって再審開始決定が覆されることが少なくない。しかし、再審開始決定によって確定判決の正当性に疑問が生じた以上、速やかに再審公判に移行させ、再審開始決定に対して不服申立てをすることができないよう制度を改める必要がある。

5. 独立した第三者機関によるえん罪原因の究明と、それを踏まえた制度改革

えん罪による悲劇を繰り返さないためには、「えん罪から学ぶ」という姿勢が必要である。従って、えん罪を根絶するためには、警察、検察及び裁判所から独立した第三者機関を設置してえん罪原因を究明し、その教訓を踏まえて制度改革を行うことが必要である。

本特集が再審に関する社会の関心を呼び起こし、えん罪根絶に向けての一助となることを期待したい。



36年続いている「再審通信」。2013年10月で106号を数える
(本書5頁 特集1第1章「日弁連の再審支援制度と現状」参照)